

上三川町第3期 食育推進計画

2019年度～2023年度



平成31(2019)年3月
上三川町

はじめに

「食」は生涯にわたる営みであり、心身ともに健康で心豊かな生活を実践していくために欠かせないものです。また、おいしく楽しく食べることは、人に生きる喜びや楽しみを与え豊かな心を育てます。

今日、私たちの周りには数多くの食べ物があり、好きなものをいつでも食べることができますが、少子高齢化、核家族化など社会環境が大きく変化し、それに伴うライフスタイルや価値観の多様化等により、肥満や生活習慣病の増加などの様々な問題が生じています。

このような状況を改善するため、国では2016年に策定した「第3次食育推進基本計画」において国民一人ひとりが健全な食生活を実践していくことを推進し、県においても2016年に「とちぎ食育元気プラン2020」と「とちぎ地産地消推進方針（第4期）」を策定し、地域農産物による豊かな食環境づくりを目指しています。

本町では、町民一人ひとりが心身ともに健全な食生活を送ることができるよう、2008年に「上三川町食育推進基本計画」を策定し、2014年度からは上三川町第2期食育推進計画に基づき、関係機関のご支援をいただきながら、第1期計画からの基本方針である「食育と地産地消の実践で『元気』『生命』『豊かな心』をはぐくむ」を実現するため、様々な食育推進事業に取り組んでまいりました。

このたび、「上三川町第2期食育推進計画」の最終評価と現状、課題を踏まえ、また、国、県の指針を基に、今後5年間の食育推進の指針及び課題の解決に向けた具体的な施策を展開した「上三川町第3期食育推進計画」を策定いたしました。

本計画では、第1期計画からの基本方針を踏襲し、基本目標を①食育の環の拡大、②適切な食習慣の構築、③食を大切にする心の育成、④食の安全・安心の確保と定め、また、乳幼児期（0歳～5歳）から高年期（65歳以上）まで、年齢により4段階に分けたライフステージごとに目指すべき目標を明らかにした施策を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました上三川町健康づくり推進協議会委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見やご提言をお寄せいただいた皆様に厚くお礼を申し上げます。

2019年3月

上三川町長 星野光利



目 次

第1章 計画の策定にあたって	
第1節 計画策定の趣旨と背景.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	3
第3節 計画の推進体制.....	3
第4節 計画の評価方法.....	4
第5節 計画の期間.....	4
第2章 上三川町における現状と課題	
第1節 上三川町の状況.....	5
第2節 健康の状況.....	8
第3節 町民意識調査からみる食に関わる状況.....	12
第4節 ヒアリング調査からみる食育の状況.....	24
第5節 食育推進にあたっての現状と課題.....	35
第3章 基本方針と基本目標	
第1節 基本方針.....	37
第2節 基本目標.....	38
第3節 施策の体系.....	39
第4章 食育の取り組み	
基本目標1 食育の環の拡大.....	40
基本目標2 適切な食習慣の構築.....	42
基本目標3 食を大切にする心の育成.....	44
基本目標4 食の安全・安心の確保.....	46
第5章 ライフステージに応じた推進体制	
資料編	
1 上三川町健康づくり推進協議会設置要綱.....	50
2 上三川町健康づくり推進協議会委員名簿.....	52
3 上三川町第3期食育推進計画策定部会設置規程.....	53
4 上三川町第3期食育推進計画策定部会委員名簿.....	54
5 策定経過.....	55

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨と背景

1. 計画策定の趣旨

「食」は、私たちの生活の基本となるものであり、健康で心豊かな暮らしを実現するうえで、あらゆる分野と関わりを持つ重要な役割を担っています。また、食べることは、栄養を取り入れるためだけの行動ではなく、誰かと楽しく食べることにより心をはぐくみ、こころの健康にも大きく影響を与えます。

しかし、人々のライフスタイルや食に関する価値観・選択肢の多様化に伴い、食生活が豊かになる一方で、食習慣の乱れや栄養の偏り、生活習慣病の有病者や予備群の増加、食べ物を大切にする意識の欠如、さらには若い女性の過度の痩身志向等、食を取り巻く課題は様々です。また、近年では、子どもの貧困や孤食に起因する問題も多くなっています。

食を支える農業においても、農業従事者が減少している状況であり、食料自給率の低下をはじめ、身近な地域で生産から加工された安心・安全な食品が私たちの食卓まで届かなくなることが懸念されます。さらには、食品への異物混入等、食の安全を揺るがすような事件にまで発展しており、社会全体のあらゆる分野に影響を与えています。

こうした状況に対し、「上三川町第3期食育推進計画（以下、「本計画」という。）」は、町民一人ひとりが心身ともに健全な食生活を送ることができるよう、これまでの各分野における取り組みと、豊かな農産物や伝統的な食文化等を活かし、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として策定するものです。

食育とは？

食育とは、心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、食に関する知識や食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

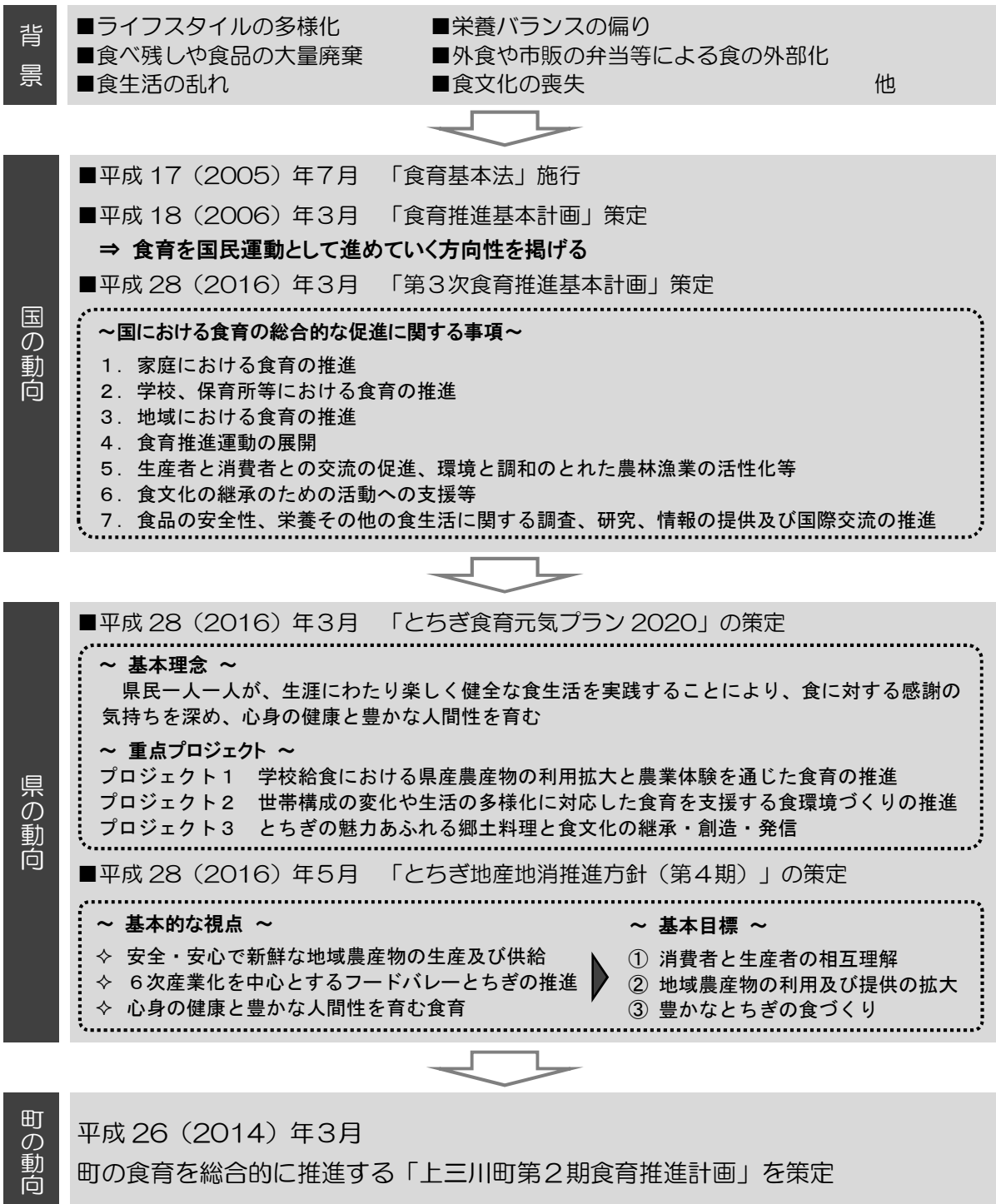
その中には、規則正しい食生活やバランスのとれた食事等を実践したり、食を通じたコミュニケーションやマナー等の食に関する基礎を身につけたり、自然の恵みへの感謝や伝統的な食文化等への理解を深めたりすることが含まれます。



2. 国・県の主な動向

国では、改めて食についてのあり方を方向づけ、国民が生涯にわたって健康で豊かな人間性をはぐくむことを目的として、平成 17（2005）年 7 月に「食育基本法」を施行、さらに、平成 28（2016）年には「第 3 次食育推進基本計画」を策定し、『実践の環(わ)を広げよう』をコンセプトとし、国民一人ひとりが健全な食生活を実践していくことを推進しています。

また、県では、平成 28（2016）年に「とちぎ食育元気プラン 2020」と「とちぎ地産地消推進方針（第 4 期）」を策定し、地域農産物による豊かな食環境づくりを目指しています。

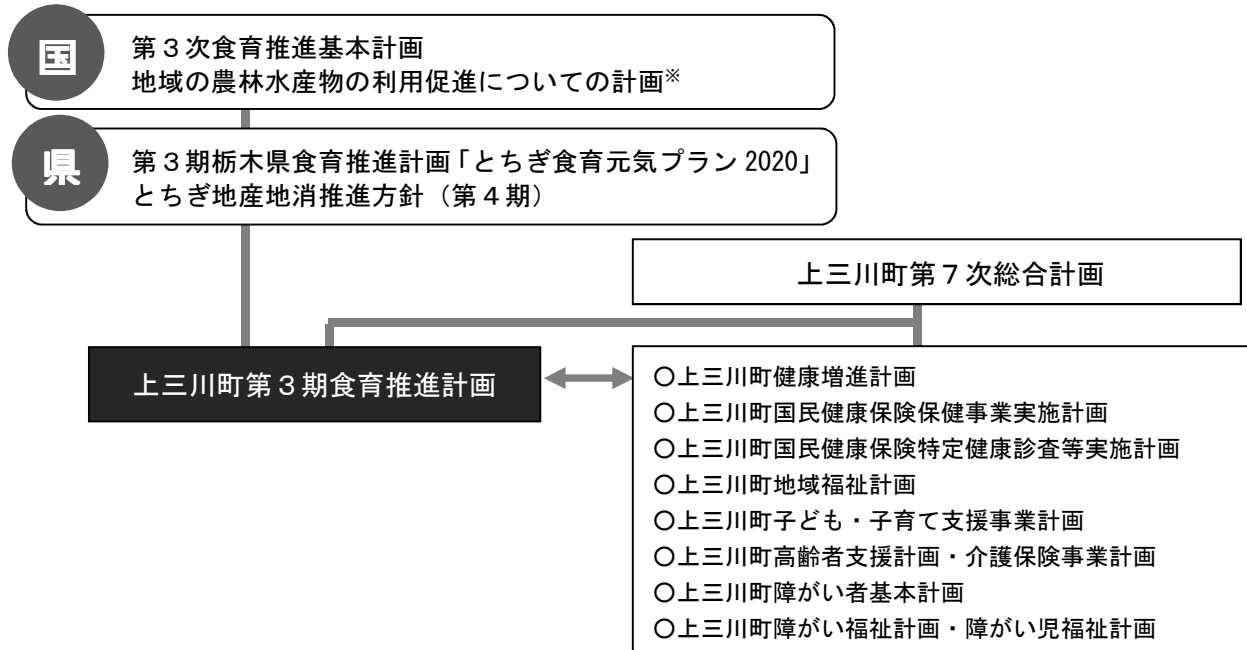


第2節 計画の位置づけ

本計画は、「食育基本法」の目的・基本理念を踏まえ同法第18条第1項及び「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化法）第41条に基づく町食育推進計画として策定します。

国・県計画との整合性を図るとともに、上位計画となる「上三川町総合計画」をはじめ、町の各種関連計画との整合・調和を図ります。

■図表 1-1 計画の位置づけ



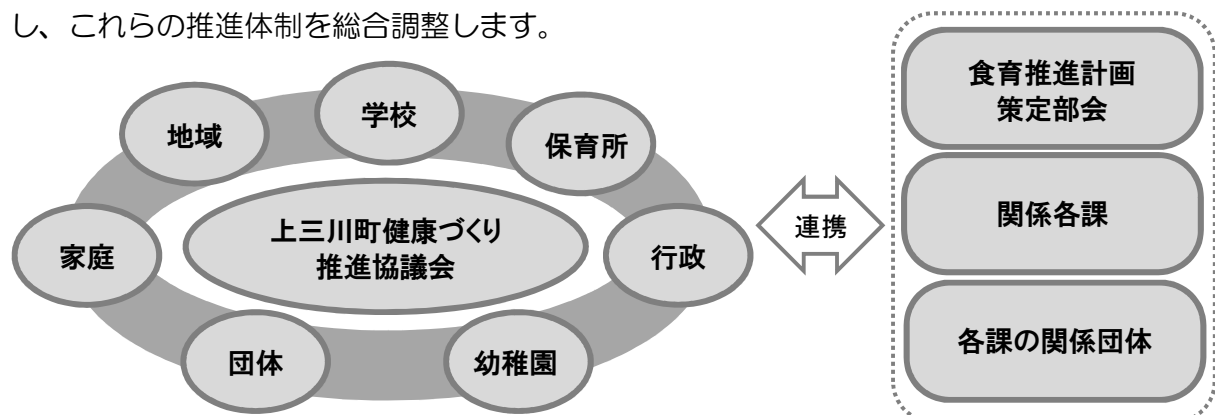
※「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化法）第41条

第3節 計画の推進体制

食育の推進にあたっては、家庭や地域、保育所、幼稚園、小中学校、食育に関わる各種団体、行政等の各部局が連携を深め、協働により、食育活動が活性化されるよう取り組みます。

また、行政においては、健康づくり、教育、産業振興に関する部署を中心に食育の施策を推進します。

本計画は、健康づくり推進協議会において審議を行うほか、食育推進計画策定部会と連携し、これらの推進体制を総合調整します。



第4節 計画の評価方法

本計画の評価は、計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うというPDCAサイクルの一連の流れを活用し、課題や取り組みの改善点を明らかにし、今後の施策の充実に活かします。

具体的には、関係各課において本計画に定める施策・事業の進捗管理を毎年度行い、その結果を上三川町健康づくり推進協議会に報告し、その評価と必要な見直しに向けた改善策を検討しながら進行管理を行います。

また、本計画の最終年度には、目標の指標の達成状況を把握し、その成果を評価します。

■図表 1-2 PDCAサイクルに基づく計画の推進



第5節 計画の期間

本計画の計画期間は2019年度を初年度とし、2023年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化や食をめぐる状況の変化等が生じた場合には、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
上三川町第3期食育推進計画					上三川町第4期食育推進計画				
上三川町第2期健康増進計画									

第2章 上三川町における現状と課題

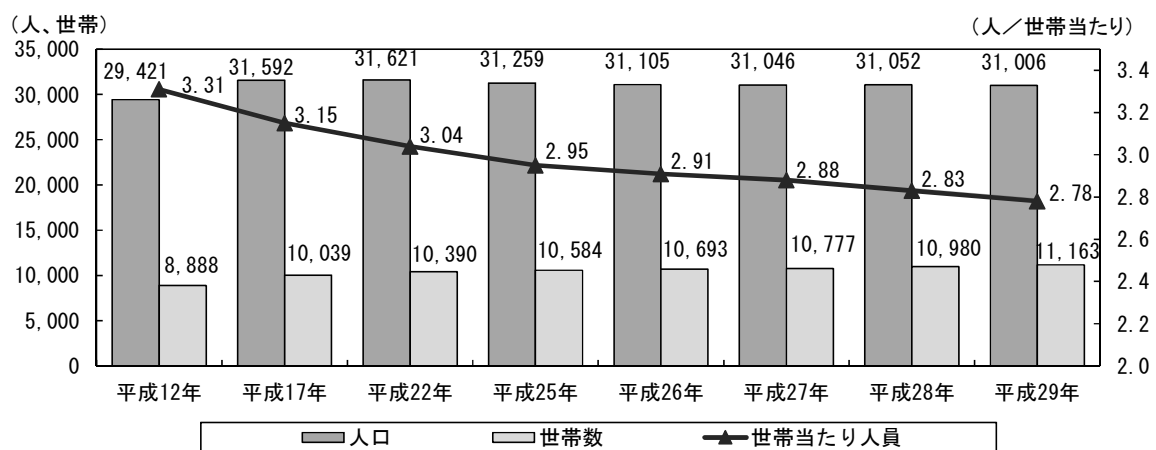
第1節 上三川町の状況

1. 人口及び世帯数

人口は、平成22（2010）年をピークに緩やかな減少傾向にあり、平成29（2017）年10月1日現在で31,006人となっています。一方で世帯数は増加傾向にあり、世帯当たり人員は減少傾向にあります。

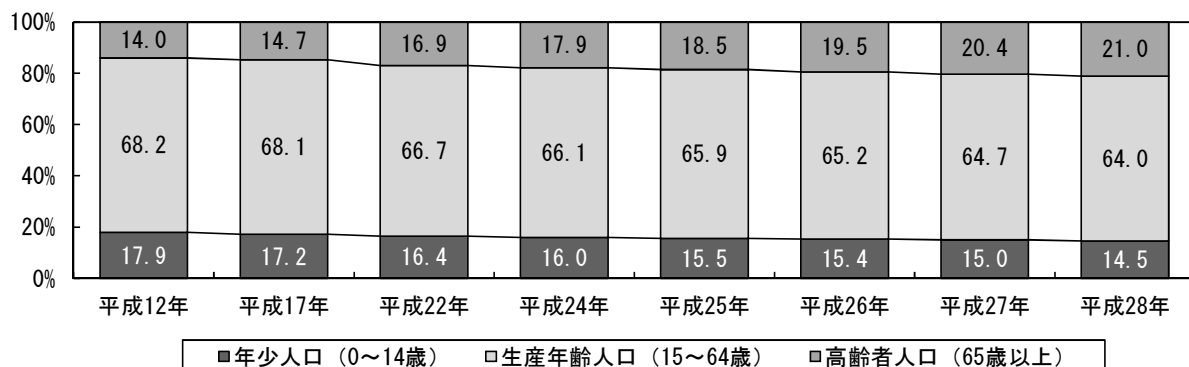
年齢三区分別人口割合は、年少人口割合と生産年齢人口割合が減少傾向にある一方で、高齢者人口割合（高齢化率）は増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

■図表 2-1 人口と世帯の推移（上三川町）



資料：国勢調査、毎月人口調査（各年10月1日現在）

■図表 2-2 年齢三区分別人口割合の推移（上三川町）



資料：国勢調査、毎月人口調査（各年10月1日現在）

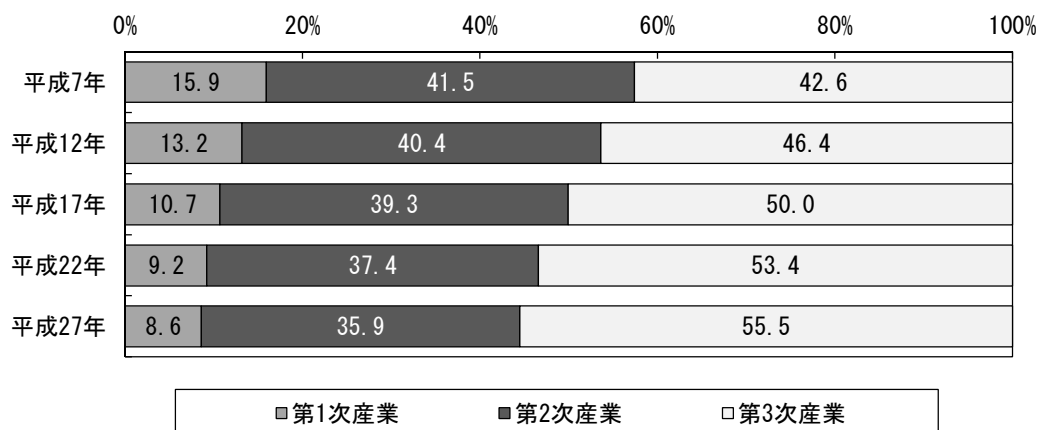
※「年齢不詳」を含む総数で算出しているため、各区分の合計が100.0にならない場合があります。

2. 就業の状況

(1) 産業別就業者の推移

産業別就業者は、平成7（1995）年以降、第1次産業と第2次産業で減少傾向となっています。一方で、第3次産業は増加傾向がみられ、平成27（2015）年現在は55.5%と、全体の半数を超える割合を占めています。

■図表 2-3 産業別就業者割合の推移（上三川町）



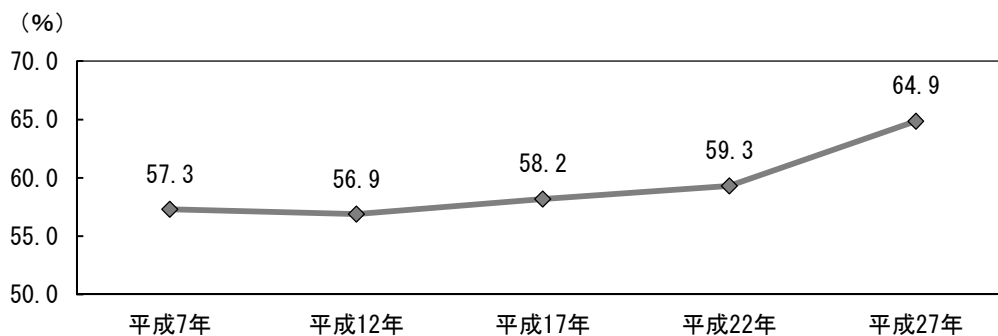
資料：国勢調査

第1次産業：農業・林業・漁業
第2次産業：製造業・建設業・鉱業
第3次産業：第1次産業と第2次産業にも分類されない卸売・小売業、サービス業等

(2) 女性の就業率の推移

女性(15～64歳)の就業率は、平成12(2000)年以降増加傾向にあり、平成27(2015)年現在では64.9%と、平成22(2010)年比で5.6ポイントの増加となっています。

■図表 2-4 女性(15～64歳)の就業率の推移（上三川町）



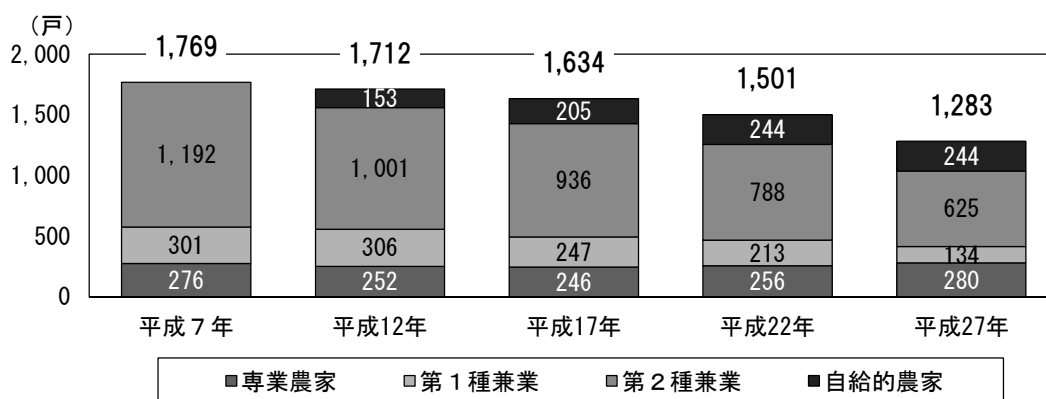
資料：国勢調査

3. 生産の状況

(1) 農家数の推移

農家数は、平成7（1995）年以降減少傾向になっており、20年間で486戸の減少となっています。兼業農家で減少がみられる一方で、自給的農家については、ゆるやかな増加傾向となっています。

■図表 2-5 農家数の推移（上三川町）



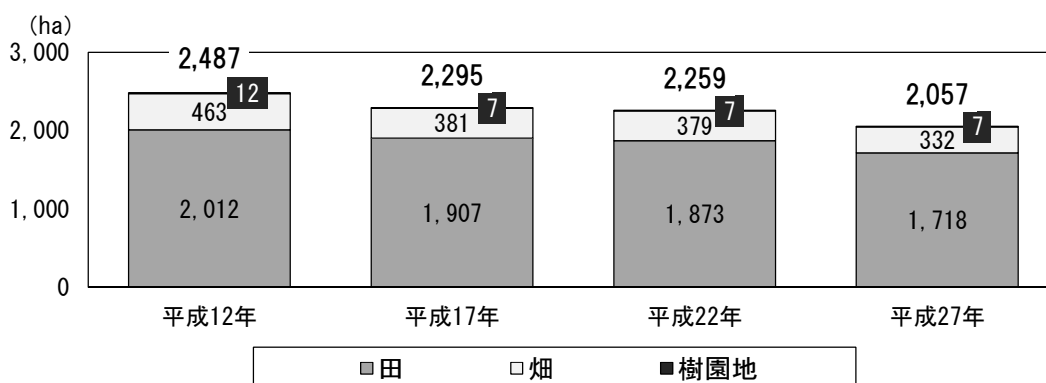
資料：農林業センサス

第1種兼業：農業所得を主とする兼業農家
 第2種兼業：農家以外の所得を主とする兼業農家
 自給的農家：経営耕作面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

(2) 経営耕地面積の状況

耕作面積は、平成12（2000）年以降減少傾向となっており、平成27（2015）年現在では2,057haとなっています。樹園地については、平成17（2005）年以降横ばいとなっていますが、田及び畑では減少がみられます。

■図表 2-6 耕作面積の推移（上三川町）



資料：農林業センサス

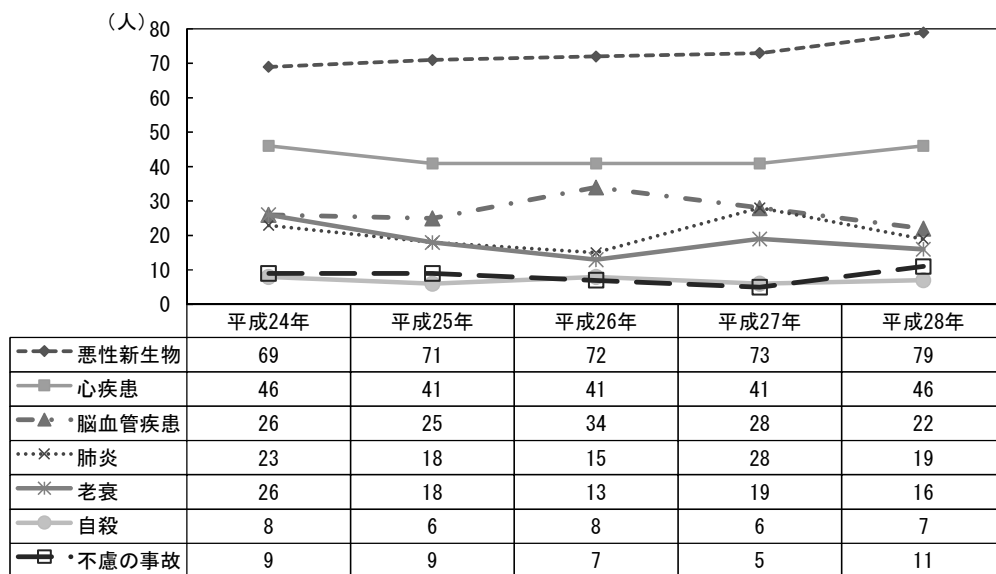
第2節 健康の状況

1. 死因別死亡の状況

主要死因別死亡者数は、悪性新生物が各年70人前後で最も多くなっています。

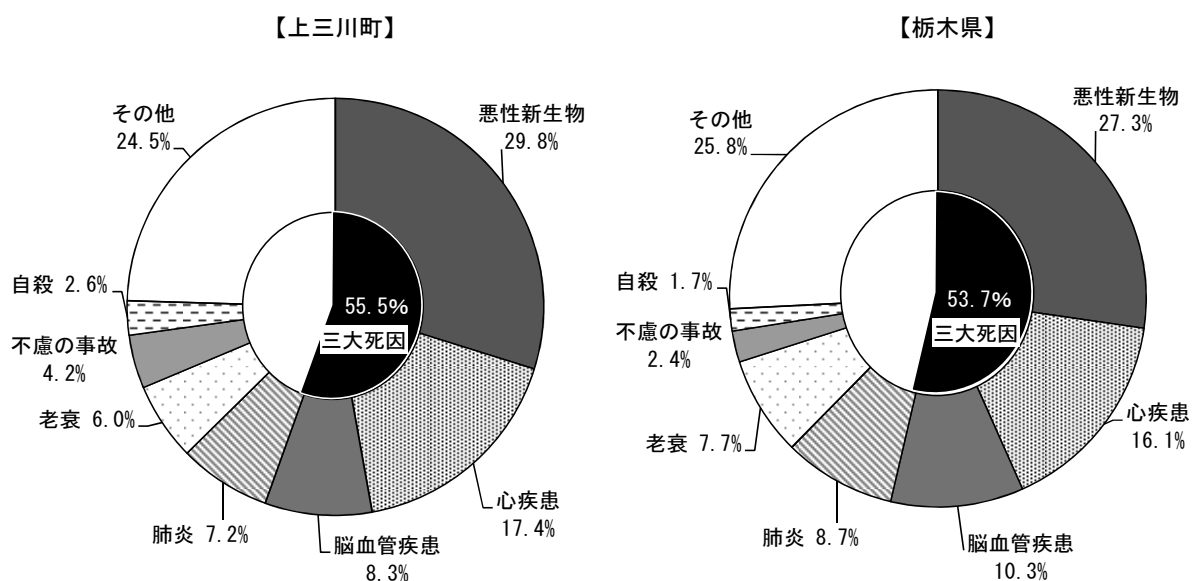
平成28（2016）年における死亡要因の割合は、三大死因（悪性新生物、心疾患、脳血管疾患）が町では55.5%と半数を占めており、県の53.7%より、やや高い割合となっています。

■図表 2-7 主要死因別死亡者数の推移（上三川町）



資料：栃木県保健統計年報

■図表 2-8 死亡要因の割合（平成28年）



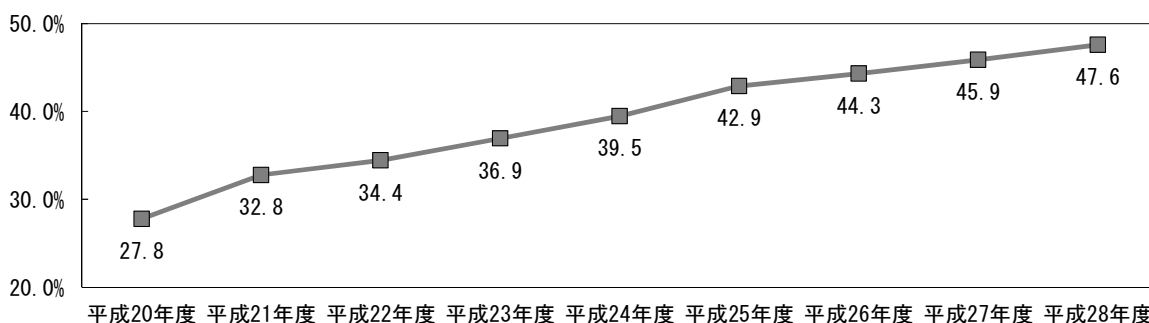
資料：平成28年版 栃木県保健統計年報

2. 特定健康診査の受診状況

特定健康診査の受診率は、年々増加傾向にあります。また、平成 28（2016）年度における性・年齢別の特定健康診査受診率は、いずれの年代も女性の受診率が男性を上回っています。また、概ね年代が上がるにつれて受診率が上がる傾向にありますが、男性の 55～59 歳は 29.8%と低くなっています。

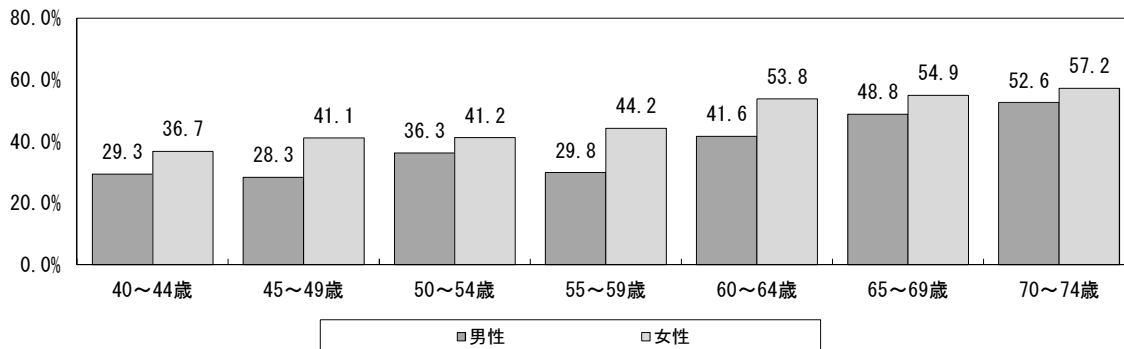
性・年齢階級別メタボリックシンドローム該当者・予備群は、男性の 60 歳代と 70～74 歳で 4 割台と多くなっています。

■図表 2-9 特定健康診査受診率の推移（上三川町）



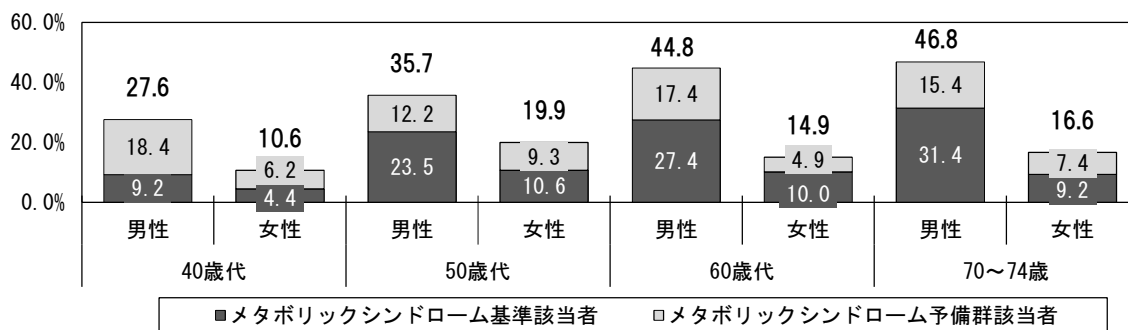
資料：特定健診・特定保健指導法定報告値

■図表 2-10 性・年齢別特定健康診査受診率（上三川町）（平成 28 年度）



資料：特定健診・特定保健指導法定報告値

■図表 2-11 性・年齢階級別メタボリックシンドローム該当者・予備群の状況（上三川町）



※該当者及び予備群の割合は、各年代の特定健康診査受診者数に対する割合

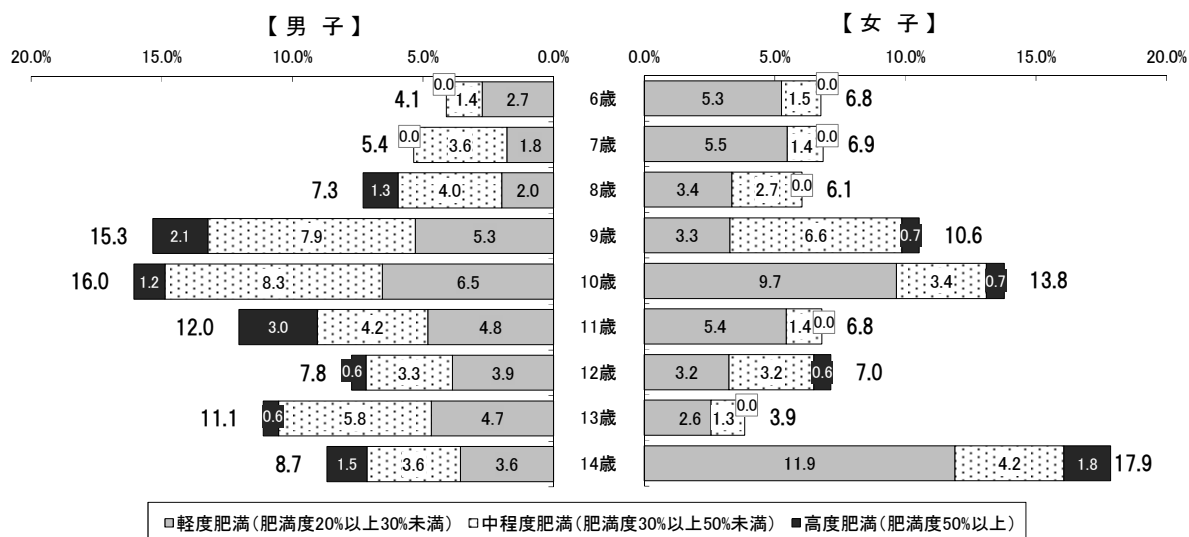
資料：特定健診・特定保健指導法定報告値

3. 体格の状況

(1) 小中学生の肥満・瘦身の状況

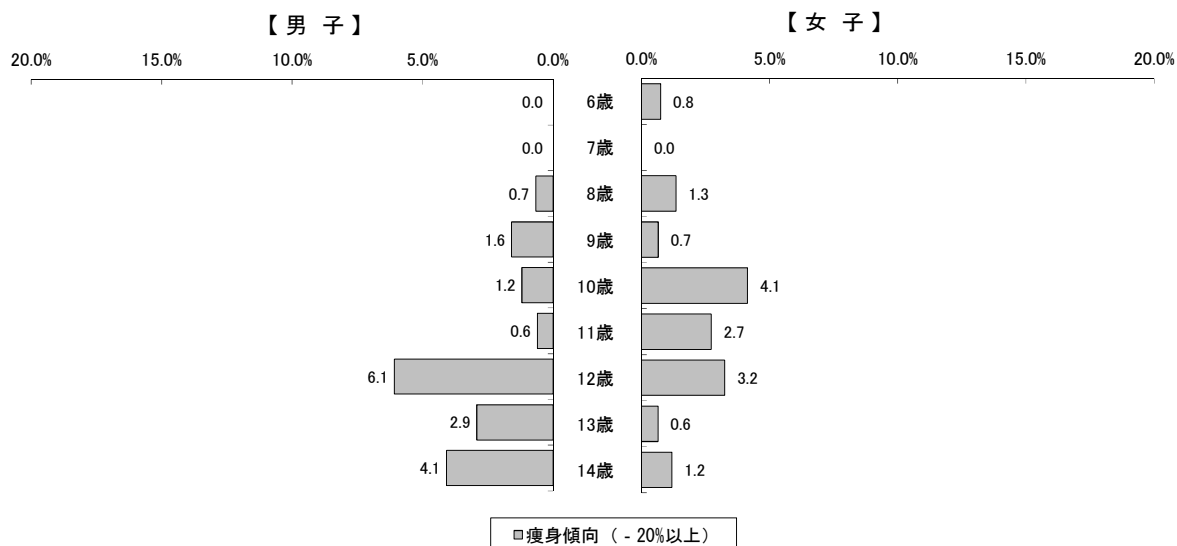
小中学生の肥満傾向は、女子と比べて男子の「高度肥満」が多くみられます。また、男子では10歳の肥満割合が16.0%と最も多く、女子は全体的に男子より肥満傾向が低くなっていますが、女子の14歳に関しては肥満傾向にある生徒が17.9%と多くなっています。瘦身傾向は、男子で12、14歳、女子で10歳の割合が多くなっています。

■図表 2-12 小中学生の肥満傾向（平成 29 年度）



資料：上三川町 児童・生徒健康診断のまとめ

■図表 2-13 小中学生の瘦身傾向（平成 29 年度）



資料：上三川町 児童・生徒健康診断のまとめ

◇ 肥満度の求め方

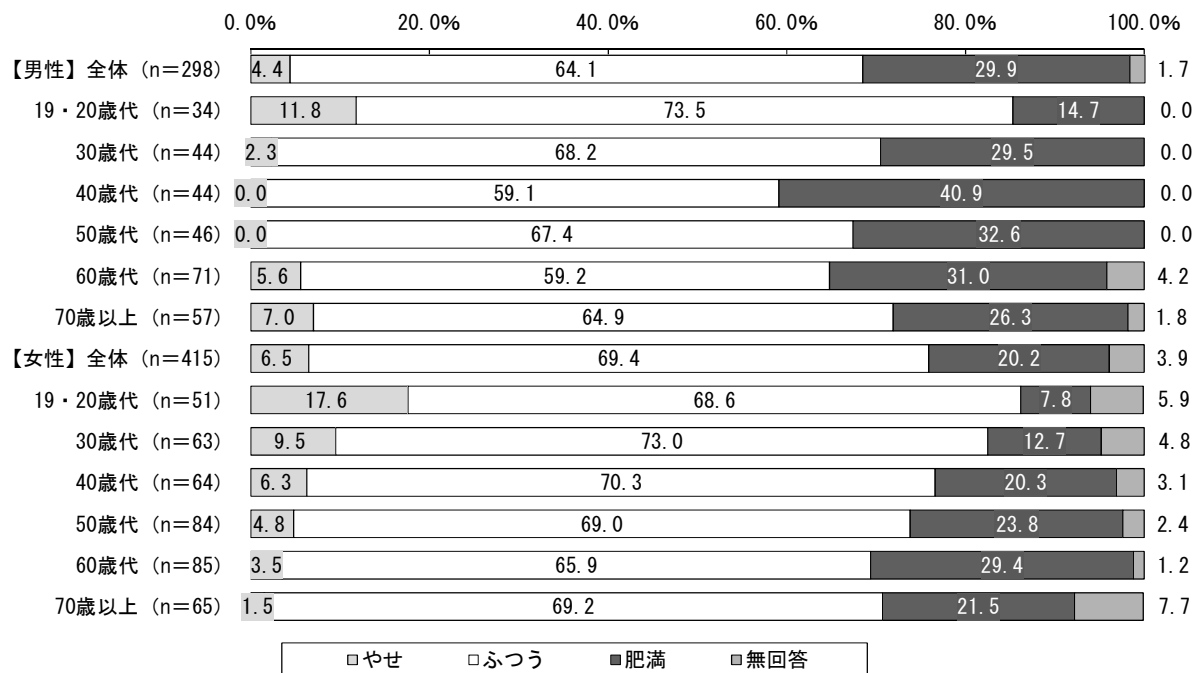
$$\text{【 肥満度} = (\text{実測体重} - \text{身体別標準体重}) / \text{身体別標準体重} \times 100 (\%) \text{】}$$

(2) 成人の肥満・痩身の状況

成人の肥満・痩身傾向は、男女ともに19・20歳代でやせの割合が他の年代に比べて多くなっています。性別では、いずれの年代においても、女性に比べて男性の肥満の割合が多くなっています。

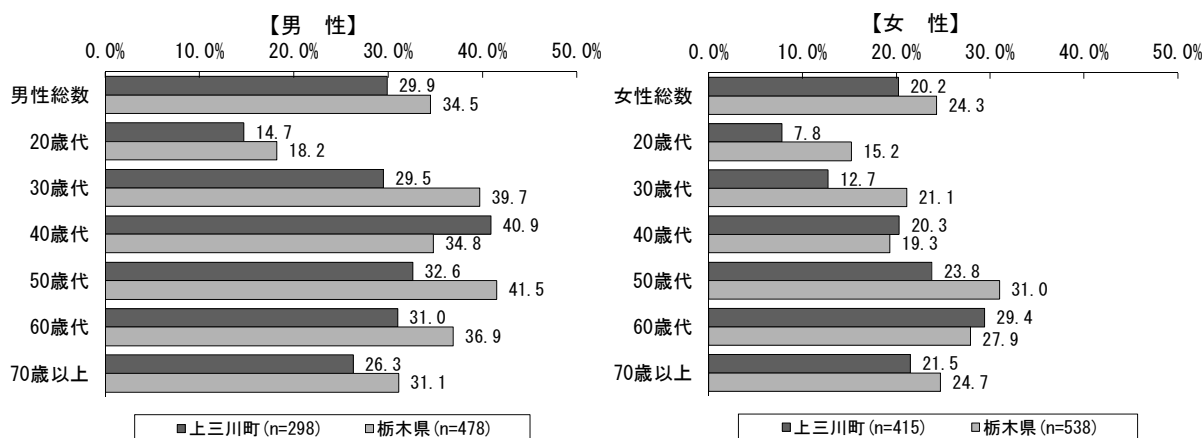
肥満の状況は、40歳代の男女と60歳代の女性で県に比べて多くなっています。

■図表 2-14 成人の肥満・痩身傾向 (BMI※)



資料：町民意識調査（平成29年度 一般町民調査）

■図表 2-15 肥満の状況(栃木県との比較)



資料：【上三川町】町民意識調査（平成29年度 一般町民調査）

【栃木県】平成28年度県民健康・栄養調査

※ BMIとは

適正体重を判定するため、【体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)】で数値を算出します。

18.5未満で「やせ」、18.5以上25.0未満で「標準」、25.0以上で「肥満」をあらわします。

第3節 町民意識調査からみる食に関わる状況

1. 町民意識調査概要

「上三川町健康増進計画（健康かみのかわプラン21）」の最終評価、平成25（2013）年度に策定した「上三川町第2期食育推進計画」の最終評価を行うとともに、本計画及び「上三川町第2期健康増進計画」の策定に向けた基礎資料とするため、町民の健康意識や行動、食育への意識、今後の健康づくり活動への意見を把握する次のような町民意識調査（アンケート）を実施しました。

■調査の概要・回収結果

調査名	配布数 (件)	回収数 (件)	回収率 (%)	対象・抽出方法	調査方法	調査期間
一般町民調査	1,500	739	49.3	19歳以上の町民のうち各性年代から無作為抽出	郵送配布・ 郵送回収	平成29（2017）年 10月16日～ 10月31日
小中学生及び16～18歳調査						
小学生	627	619	98.7	町内全7小学校の5年生、6年生全数	学校配布・ 学校回収	平成29（2017）年 10月16日～ 10月31日
中学生	539	529	98.1	町内全3中学校の各学年から2クラスを学校ごとに選定し、選定したクラス的全数		
16～18歳	400	160	40.0	16～18歳の町民から無作為抽出	郵送配布・ 郵送回収	
乳幼児保護者調査						
4か月児	233	225	96.6	乳幼児健康診査対象者の保護者（平成29（2017）年1月～12月実施分）	郵送配布・ 健康診査時に回収または郵送回収	平成28（2016）年 12月27日～ 平成29（2017）年 11月17日
10か月児	244	231	94.7			
1歳6か月児	260	249	95.8			
3歳児	248	235	94.8			

■図表に関する注意事項

- ・図表中の「n(number of case の略)」は、設問に対する回答者数です。
- ・回答結果の割合「%」は、小数点以下第2位で四捨五入しています。そのため、%の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答の設問は、「n」に対してその設問の回答者数により割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・性別・年齢等、クロス集計分析結果に「無回答」がある場合は表示していないため、各分析軸の回答者数の合計が全体の合計と一致しない場合があります。（例として、性別が無回答だった場合、男性と女性の「n」を合計しても全体の「n」と一致しない場合があります。）
- ・平成25年調査については、成人の結果は「町民意識調査」、小中学生の結果は「小中学生食生活アンケート調査」を抜粋しています。

2. 町民意識調査結果

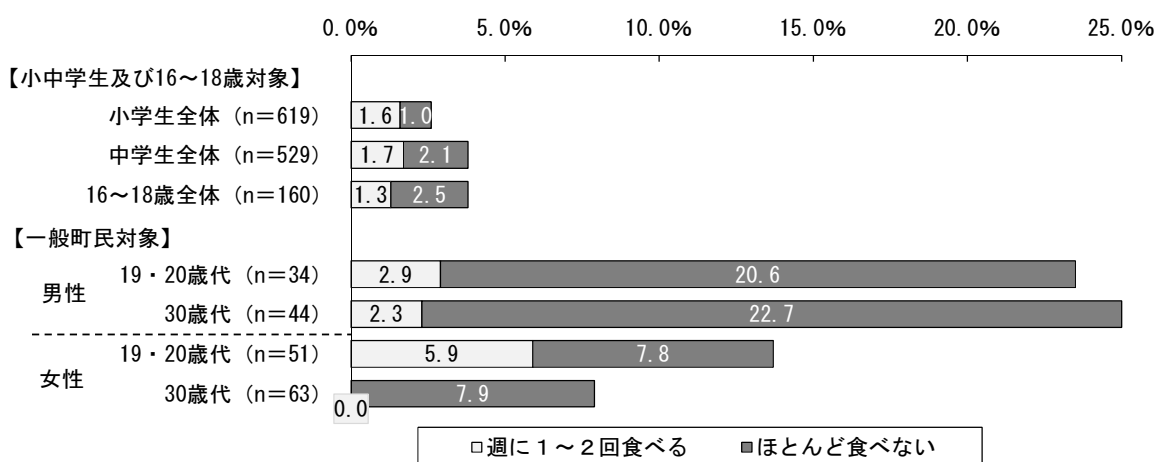
(1) 朝食の欠食について

朝食の欠食状況は、小中学生及び16～18歳で「ほとんど食べない」の割合は少なくなっていますが、学年が上がるにつれて少し増えています。さらに、19・20歳代及び30歳代では、その割合が多く、特に男性の約2割が朝食をほとんど食べていません。

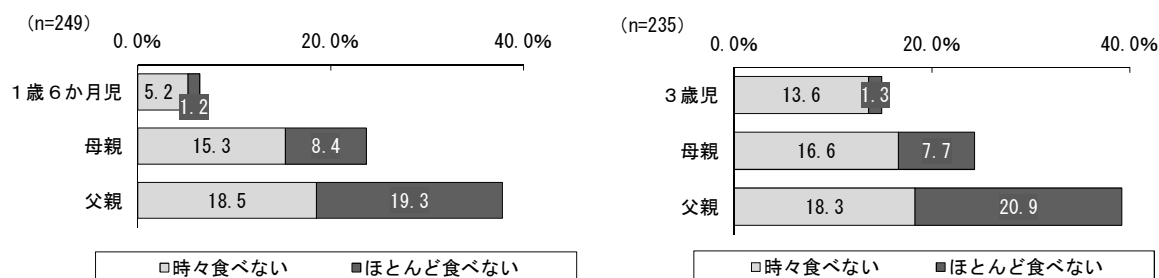
幼児及びその保護者の朝食の欠食状況は、3歳児の13.6%で「時々食べない」状況がみられます。また、1歳6か月児保護者と3歳児保護者ともに、「ほとんど食べない」が母親で約1割、父親で約2割となっています。

朝食を食べない理由は、小中学生及び16～18歳で「時間がないから」、一般町民で「時間がないから」と「食べたくないから」が最も多くなっています。

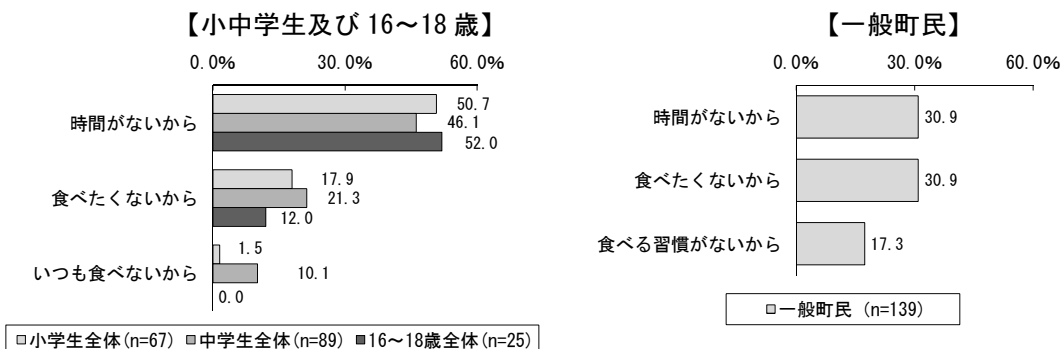
■図表 2-16 朝食の欠食状況



■図表 2-17 幼児及びその保護者の朝食の欠食状況



■図表 2-18 朝食を食べない理由 ※上位3つを抜粋

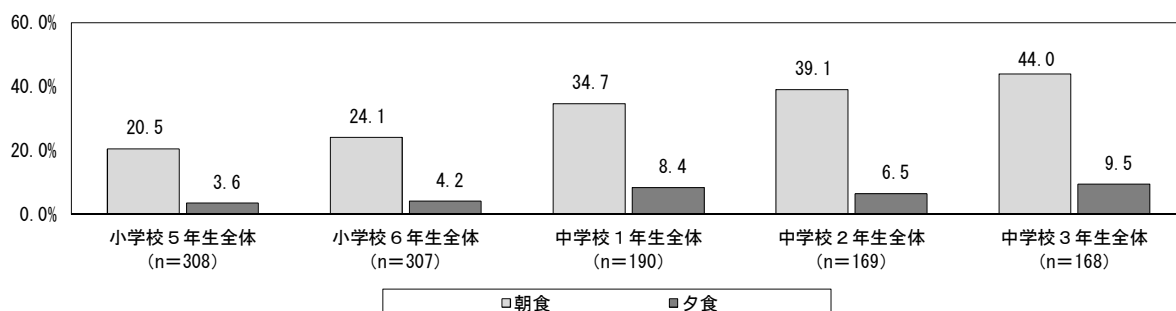


(2) 小中学生の孤食※について

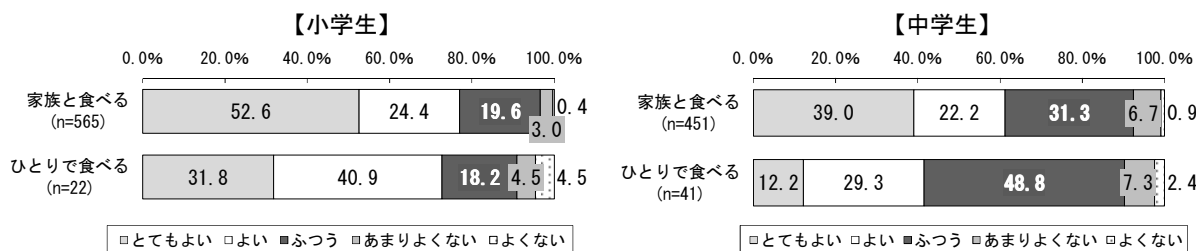
小中学生の孤食状況は、小学生の朝食で2割台、中学生の朝食で約3割から約4割となっており、夕食では、いずれの学年においても「ひとりで食べる」が1割以下となっています。また、朝食・夕食とも学年が上がるごとに「ひとりで食べる」の割合が多くなっています。

小中学生の夕食をひとりで食べる子は、家族と食べる子に比べて、健康状態が「とてもよい」の割合がどちらも20ポイント程度低く、「よくない」の割合がやや多くなっています。また、家族と自分のことが好きかについては、家族と食べる子に比べて、「そう思う」の割合が少なく、「そう思わない」の割合が多くなっています。

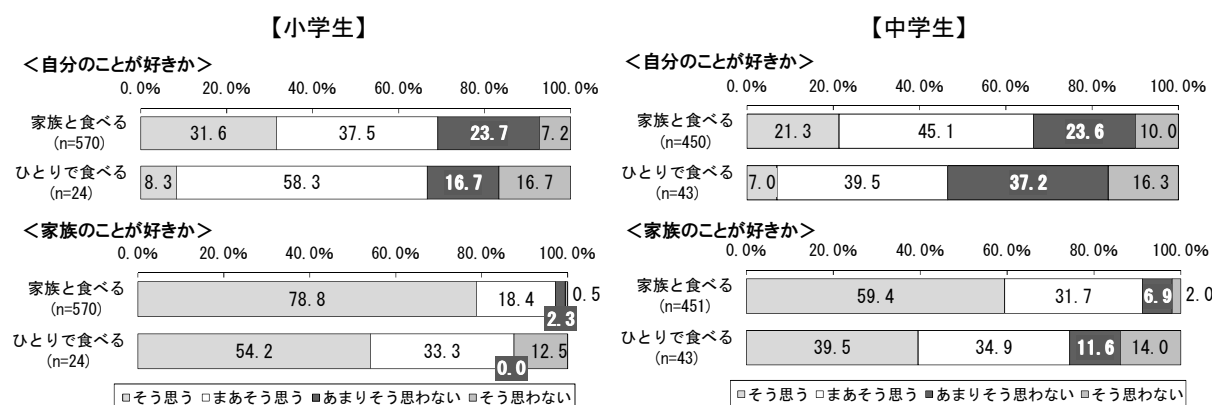
■図表 2-19 小中学生の孤食の状況(「ひとりで食べる」割合)



■図表 2-20 夕食のとり方(共食・孤食)別の健康状態



■図表 2-21 夕食のとり方(共食・孤食)別、自他の肯定感



※ 孤食とは

誰かと共に食事をする「共食」の対の言葉として用いられ、ひとりで食事をとることです。特に、孤独を感じるようなひとりで食事のことを意味します。

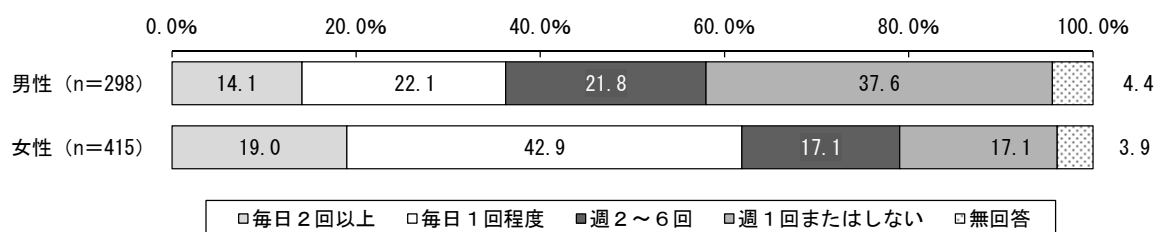
(3) 間食（おやつ）について

間食の頻度は、「毎日2回以上」と「毎日1回程度」を合わせた『1日1回以上』の割合が、男性の36.2%に対して、女性で61.9%と、約2倍になっています。

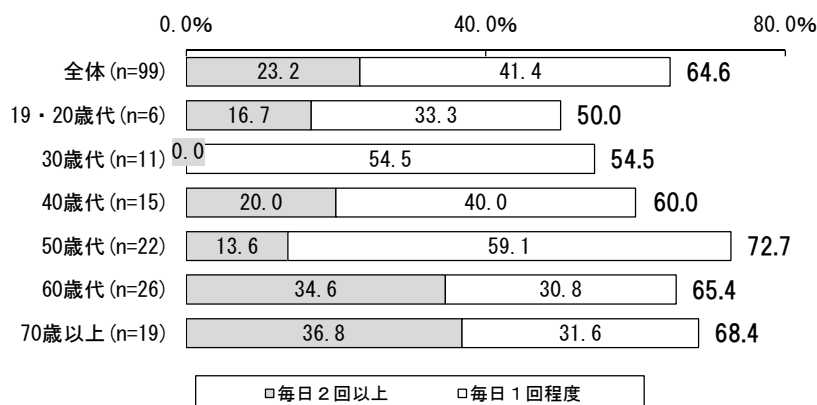
肥満の女性における間食頻度は、60歳代及び70歳以上で「毎日2回以上」が多くなっています。また、すべての年代において、半数以上が毎日1回以上間食しています。

保護者が幼児に与えるおやつの回数を決めているかは、1歳6か月児と3歳児ともに「決めていない」が3割台となっています。

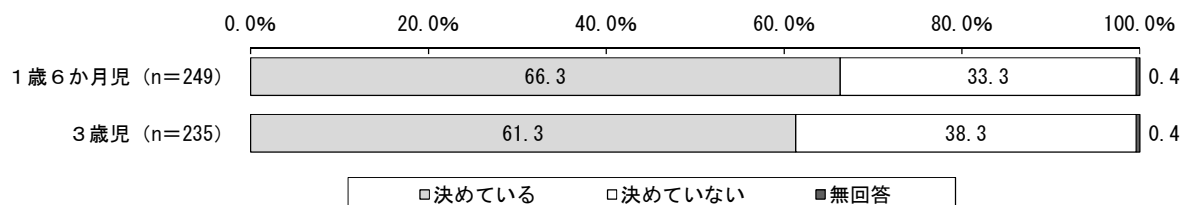
■図表 2-22 間食の頻度



■図表 2-23 肥満の女性における間食頻度



■図表 2-24 幼児に与えるおやつの回数



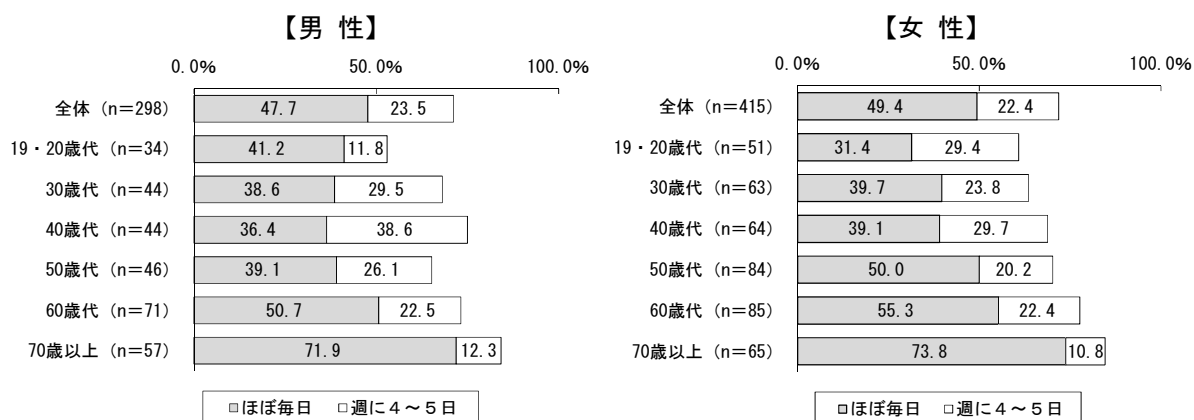
(4) 食事バランスについて

主食・主菜・副菜の3つを組み合わせることで1日2回以上ある日数は、19歳・20歳代から40歳代で「ほぼ毎日」の割合が、他の年代に比べて少なくなっています。年代が上がるにつれて「ほぼ毎日」の割合は多くなっていますが、高齢者の家族構成別にみると、一人暮らしの高齢者では少なくなっています。

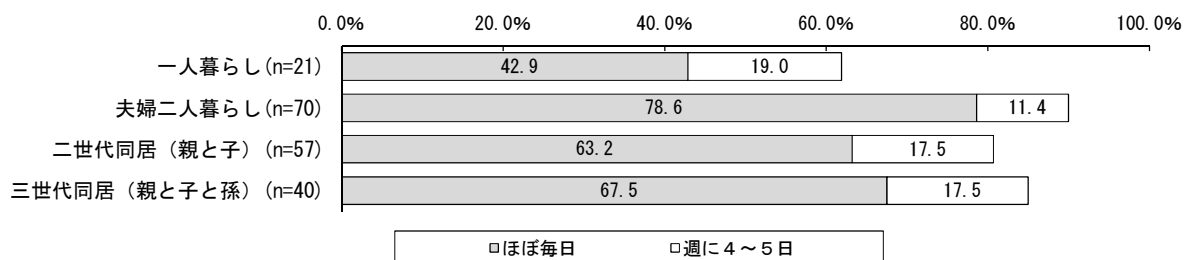
食事バランスガイドの認知度は、女性で「見たことがあり、内容も知っている」が、約4割いる一方で、男性で「見たことがない」が約5割となっています。前回調査と比べると、女性で「見たことがあり、内容も知っている」が約13ポイント多くなっており、「見たことがない」が約21ポイント少なくなっています。

また、食事バランスガイドを知っている人では、「いつも参考にしている」「時々参考にしている」「たまに参考にしている」を合わせた6割台が食事バランスガイド等を参考にメニューを考えたり、選んだりしている状況です。

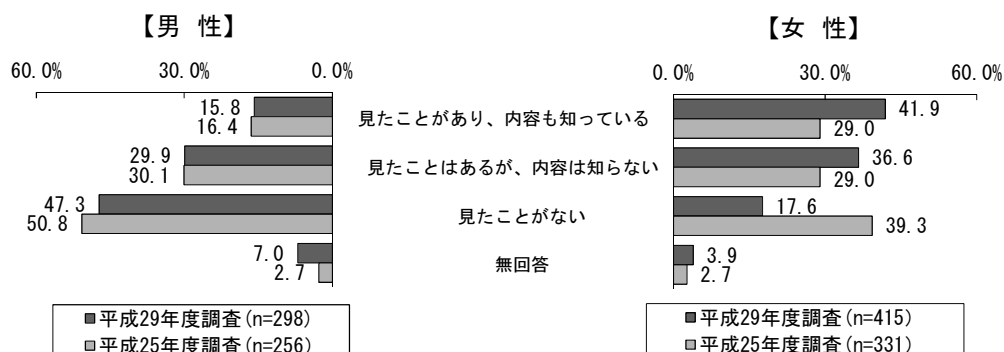
■図表 2-25 主食・主菜・副菜の3つを組み合わせることで1日2回以上ある日数



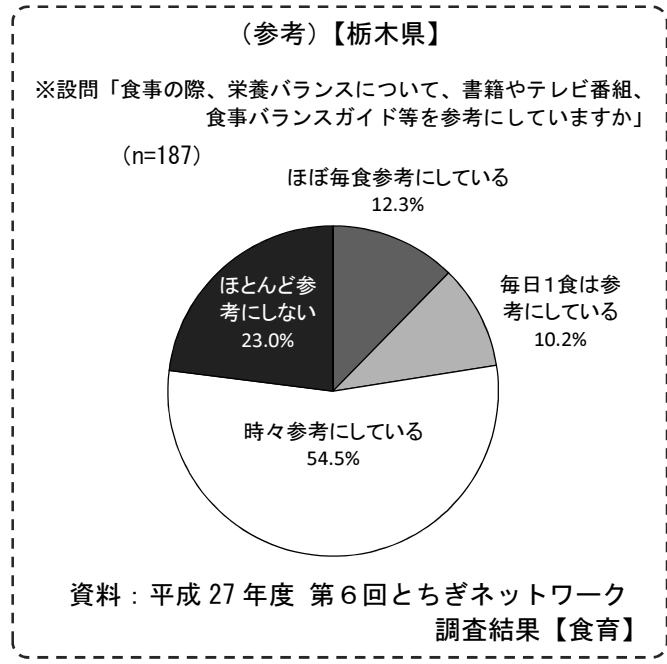
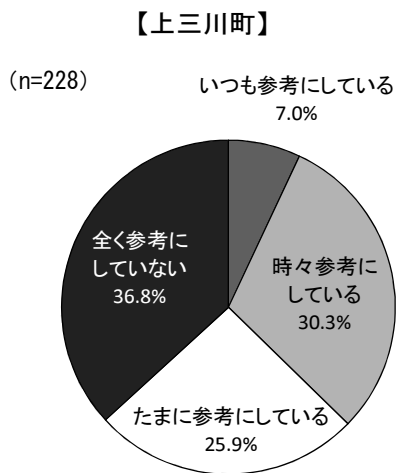
■図表 2-26 高齢者の家族構成別の主食・主菜・副菜の3つを組み合わせることで1日2回以上ある日数



■図表 2-27 食事バランスガイドの認知度

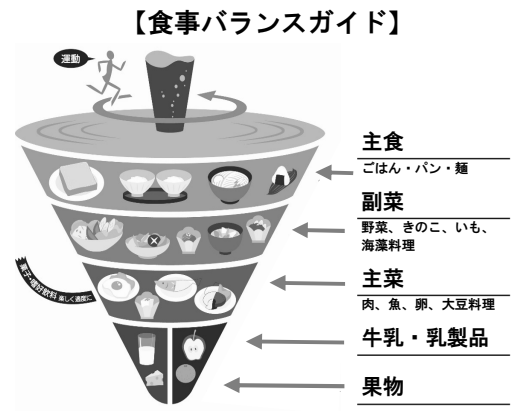


■図表 2-28 食事バランスガイド等を参考にメニューを考えたり、選んだりするか
(食事バランスガイド認知者のみ回答)



食事バランスガイドを参考に、バランスのよい食事を心がけましょう。

食事バランスガイドとは、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいのか、望ましい食事の組み合わせ・量をコマに例えて示したものです。「主食」「副菜」「主菜」「牛乳・乳製品」「果物」からバランスを考えて自らの食事を選ぶことが大切です。



**1日に必要な野菜 350g 以上をとるには、
野菜 70g を使った料理を5皿食べましょう。**

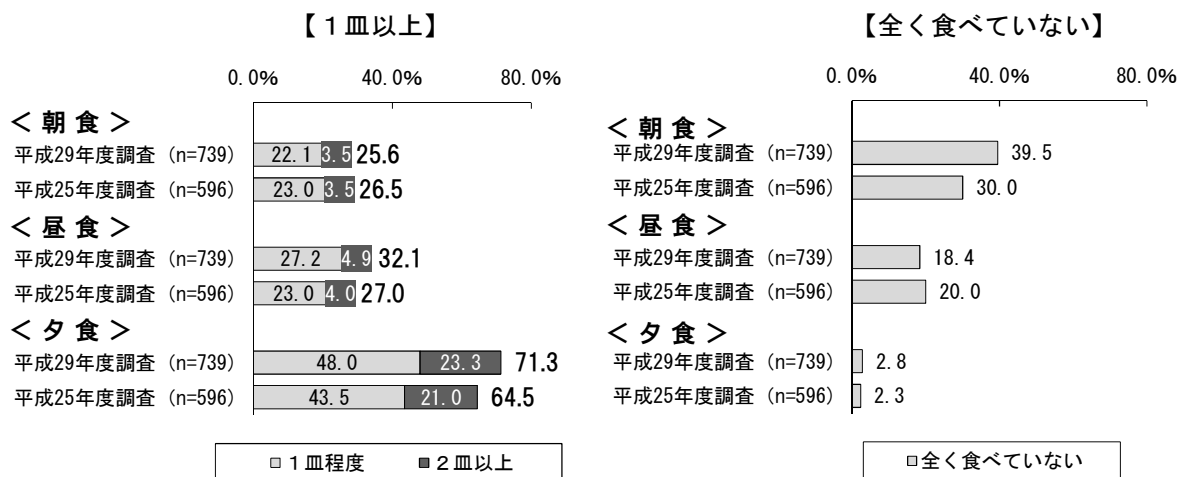
◇ 野菜 70g を使った料理例



(5) 野菜の摂取について

野菜の摂取状況は、前回の調査と比較すると、夕食では約7割が1皿以上を食べており、約7ポイント多くなっていますが、朝食では「全く食べていない」の割合が約10ポイント多くなっています。

■図表 2-29 野菜の摂取状況(1皿野菜 70グラム程度を目安)

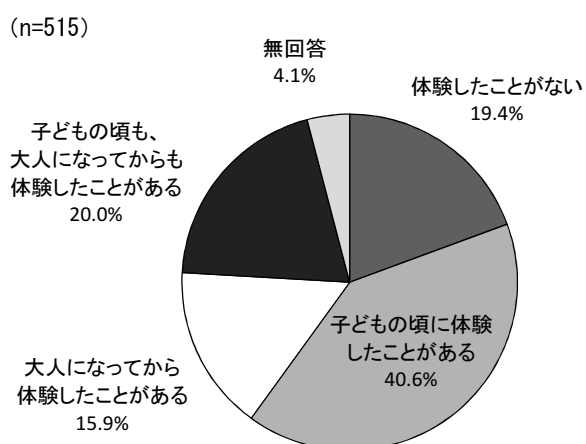


(6) 農業体験について

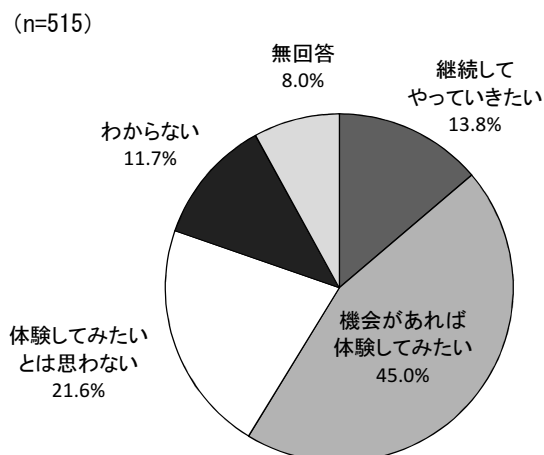
農業体験は、「子どもの頃に体験したことがある」「大人になってから体験したことがある」「子どもの頃も、大人になってからも体験したことがある」を合わせた『農業体験がある』の割合が76.5%となっています。

また、農業体験の今後の意向は、農業に従事していない人の約半数が「機会があれば体験してみたい」と回答しています。

■図表 2-30 農業体験の有無
(農業に従事していない人のみ回答)



■図表 2-31 農業体験の今後の意向
(農業に従事していない人のみ回答)

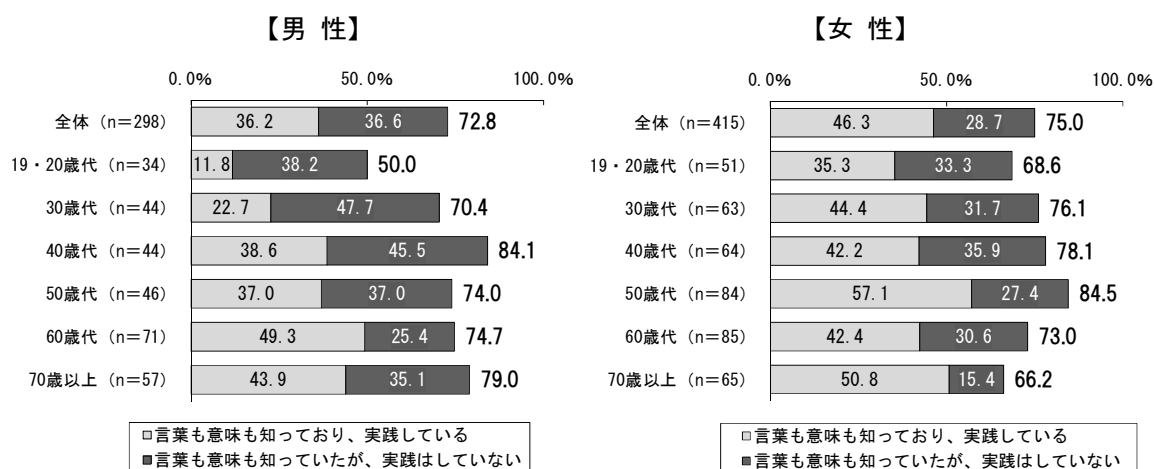


(7) 地産地消^{*}について

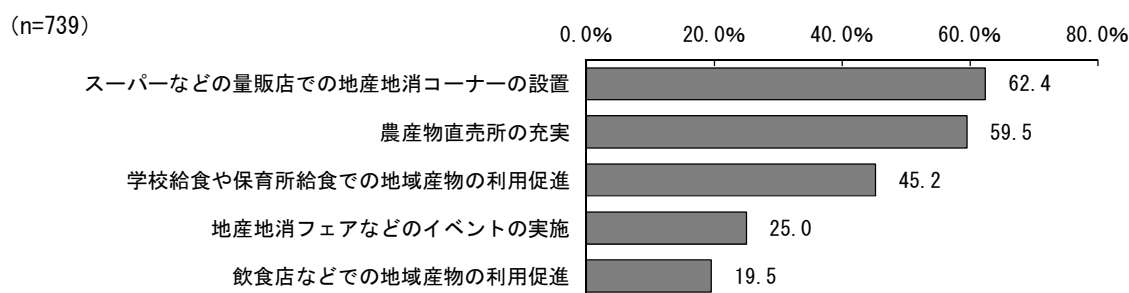
地産地消は、女性で「言葉も意味も知っており、実践している」が約5割と男性に比べて多く、男性の19・20歳代で約1割と、他の年代に比べて少なくなっています。また、性年代別にみると、「言葉も意味も知っており、実践している」と「言葉も意味も知っていたが、実践はしていない」を合わせた『言葉も意味も知っている』の割合が男性の40歳代と女性の50歳代で最も多くなっています。

地産地消を推進していくために効果的だと感じる方策は、「スーパーなどの量販店での地産地消コーナーの設置」と「農産物直売所の充実」が約6割と、他の項目に比べて多くなっています。

■ 図表 2-32 地産地消の認知・実践の状況



■ 図表 2-33 地産地消を推進していくために効果的だと感じる方策(複数回答) ※上位5つを抜粋



※ 地産地消とは

「地場生産—地場消費」を略した言葉で、地域で生産されたものをその地域で消費することをいいます。

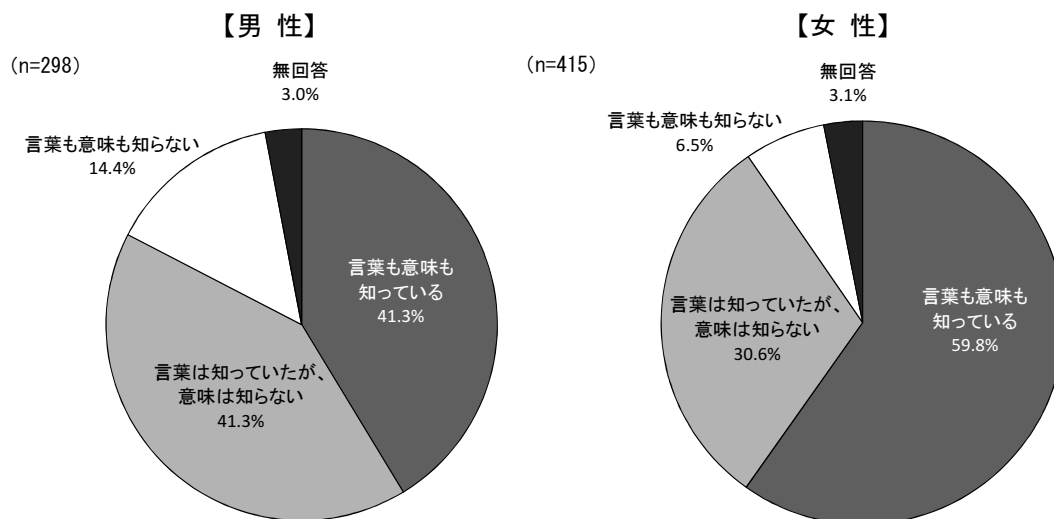
(8) 食育について

①食育の認知度・関心

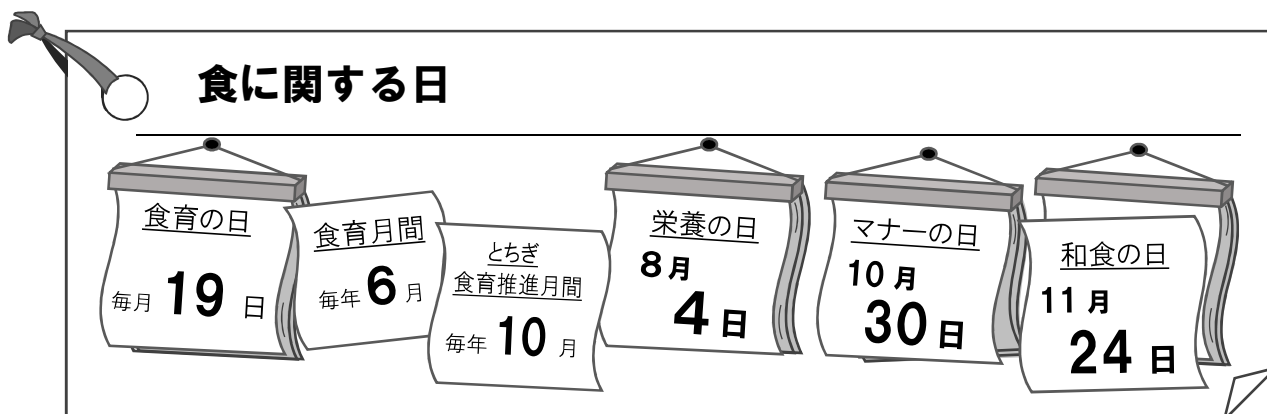
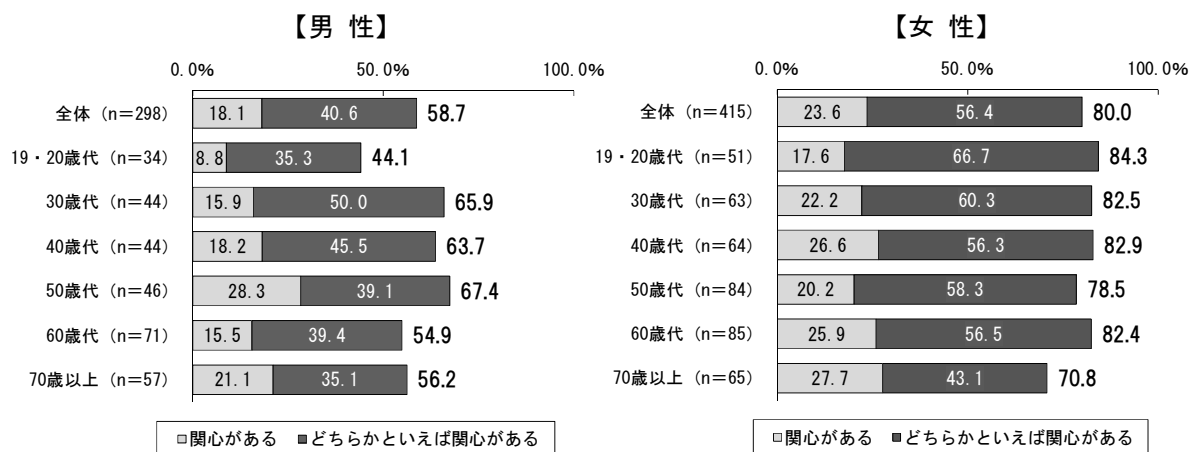
食育の認知度は、女性で「言葉も意味も知っている」が約6割と、男性に比べて多くなっています。

食育への関心は、男性のいずれの年代においても「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせた割合が、女性に比べて少なくなっています。また、性年代別にみると、男性の19・20歳代で「関心がある」が8.8%と特に少なくなっています。

■図表 2-34 食育の認知度



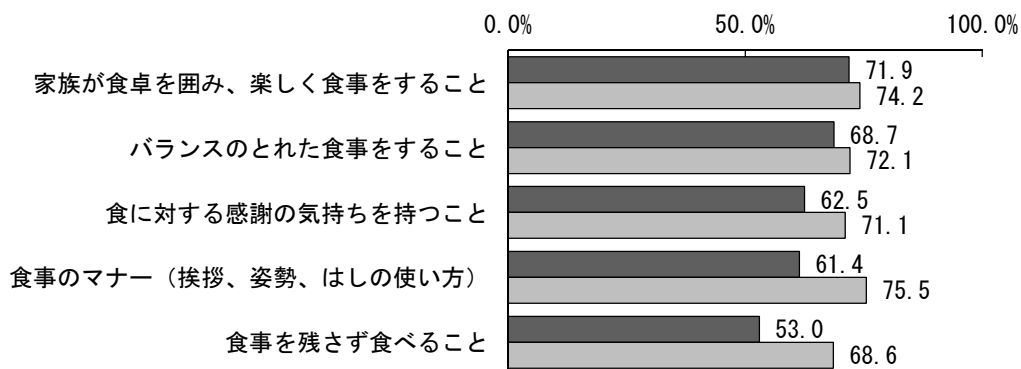
■図表 2-35 食育への関心



②次世代の子どもたちに伝えていくべきこと

次世代の子どもたちに伝えていくべきことは、「家族が食卓を囲み、楽しく食事をする事」が約7割と最も多く、次いで「バランスのとれた食事をする事」が多くなっています。前回の調査では、食事のマナーが最も多くなっていたのですが、今回の調査では、家族と楽しく食事をする事（共食）が重要視されています。

■図表 2-36 次世代の子どもたちに伝えていくべきこと(複数回答) ※上位5つを抜粋



■平成29年度調査 (n=739) □平成25年度調査 (n=596)

家族や仲間と食事を楽しみましょう。

みんなで食卓を囲み食事を共にすることは、心と身体の健やかな成長につながります。共食は、食や会話を楽しみ、大人は子へマナーを伝える等、食育のあらゆる面に関係しています。

コミュニケーション・会話を楽しむ

食の知識や興味を深める

箸の使い方や上手な食べ方等、自然な形で身近な大人からマナー等を学ぶ



「いただきます」「ごちそうさま」で、食材や人に対する感謝の気持ちを伝える

減塩を心がけましょう。

1日の食塩摂取量の目標値は、男性8g未満、女性7g未満となっています。食塩の取りすぎは血圧を上げ、脳卒中や心筋梗塞の要因にもなります。味の好みは子どもの頃の食習慣に影響されることから、幼い頃から薄味に心がけましょう。

ポイント 1 めん類の汁は残す

ポイント 2 汁物は具たくさんにする

ポイント 3 減塩の調味料を使う

ポイント 4 外食や加工食品、漬物は控えめにする



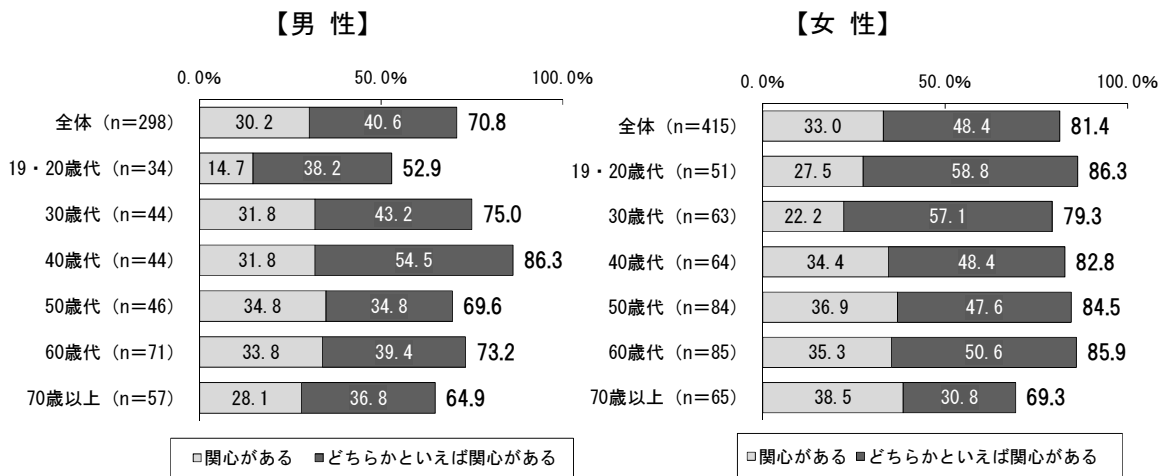
(9) 食品ロスについて

食品の食べ残しや廃棄等を表す食品ロスへの関心は、女性で「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせた割合が約8割と、男性に比べて多くなっています。また、男性の19・20歳代では約5割と最も少なくなっています。

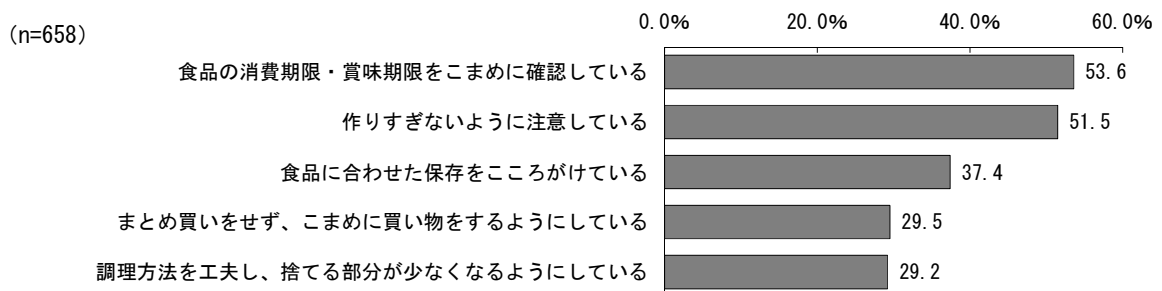
食品ロスを減らすために注意していることは、「食品の消費期限・賞味期限をこまめに確認している」と「作りすぎないように注意している」が5割を超えています。

小中学生の給食摂食状況は、「いつも残す」が小学生で8.7%、中学生で15.9%となっています。中学生を性別にみると、「いつも残す」が男子の6.1%に対し、女子が27.4%と多く、4人に1人がいつも給食を残している状況です。

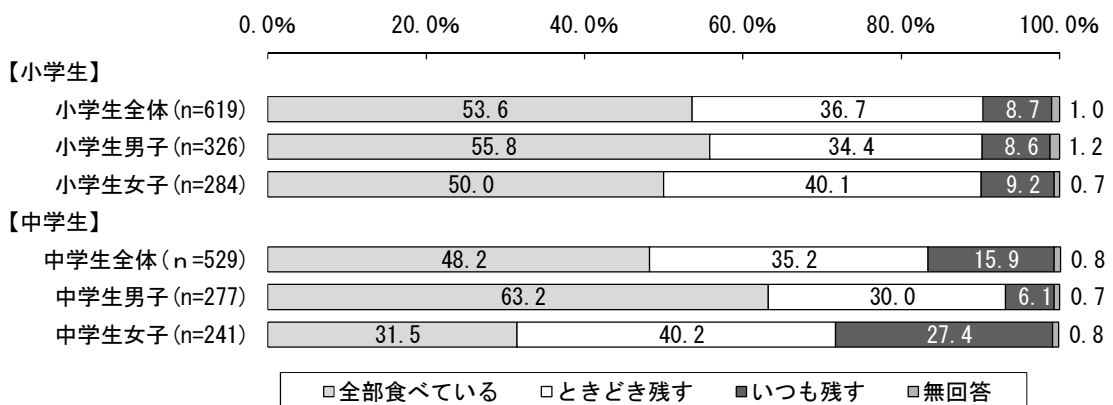
■図表 2-37 食品ロスへの関心



■図表 2-38 食品ロスを減らすために注意していること(複数回答) ※上位5つを抜粋



■図表 2-39 小中学生の給食摂食状況



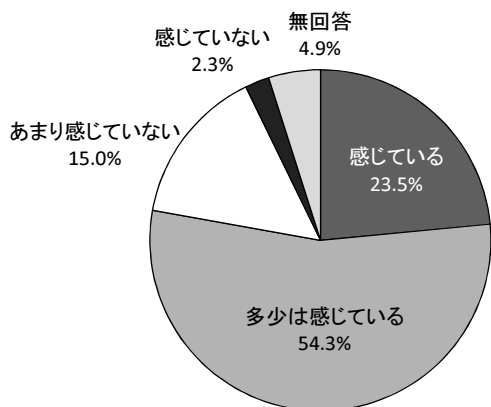
(10) 食品の安全性への不安について

食品の安全性への不安は、「感じている」と「多少は感じている」を合わせた割合が77.8%と多くなっています。また、食品の安全性で不安に感じていることは、「輸入食品の安全性」と「残留農薬、食品添加物などの安全性」が約7割と多くなっています。

食品表示に気をつけているかは、年代が上がるにつれて「気をつけている」の割合が多くなっています。

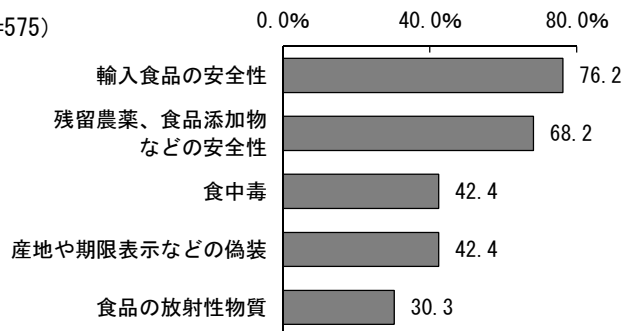
■図表 2-40 食品の安全性に不安を感じるか

(n=739)

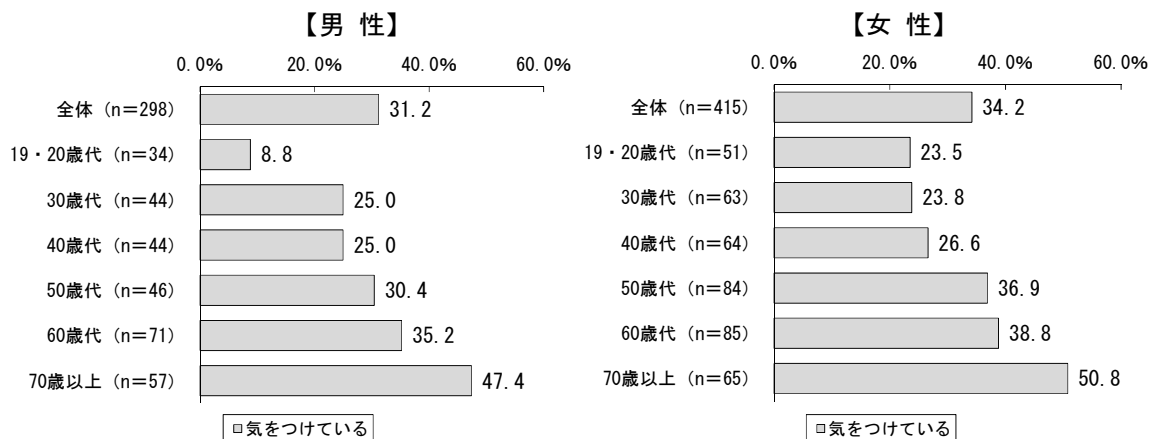


■図表 2-41 食品の安全性で不安に感じていること (複数回答)

(n=575)



■図表 2-42 食品表示に気をつけているか



食品表示をみましょう。

■食品表示の例

栄養成分表示 (1袋 100g)
 エネルギー 448kcal
 たんぱく質 11.7g
 脂 質 13.5g
 炭水化物 69.8g
 食塩相当量 0.9g

※栄養成分が表示されていない食品もあります。

名称 豆菓子
 原材料名 落花生、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ (大豆・小麦を含む)、食塩、砂糖、香辛料
 添加物 調味料 (アミノ酸等)、着色料 (カラメル、紅麴、カロチノイド)
 内容量 100g
 賞味期限 2016. 6. 20
 保存方法 直射日光を避け、常温で保存してください
 製造者 栃木県×××-△△△
 ○○食品株式会社

原材料名には、アレルギーを起こしやすい物質が表示されています。

◆必ず表示される7品目 (特定原材料)
 えび、かに、卵、乳、小麦、そば、落花生

◆表示が勧められている20品目 (特定原材料に準ずるもの)

あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、ゴマ、カシューナッツ



食べ物でアレルギー症状を起こしやすいお子さんの保護者の方は、通っている保育所や学校等に原因食品や症状を詳しく説明しておきましょう。

第4節 ヒアリング調査からみる食育の状況

町民意識調査や統計資料の分析に加え、現場の生の声を計画に反映させることを目的に、食育に関する各種団体を対象としたアンケート調査とヒアリング調査を実施しました。

1. ヒアリング調査結果

(1) 各団体等の取り組み状況

	取 り 組 み
食生活改善推進協議会	地産地消・食文化の伝承 ◇町の特産品であるかんぴょう、ニラ、トマト等を使用した料理教室。 ◇お母さんたちに、手軽にできる料理の提案。 ◇子育て支援センター等で、料理方法やレシピのレクチャー。
	食の安全確保・食品ロス ◇県の研修会に参加し、団体の中で勉強会を行い、町民へ伝達。 ◇食中毒予防のため、トイレに行くときはエプロンを外す、手洗い等の呼びかけ。 ◇調理器具は使用前にすべて洗い直す。
	その他 ◇食育フェスタで減塩や野菜摂取等の普及啓発イベント。 ◇子どもから大人まで幅広い世代を対象に料理教室。
青果物専門部会連絡協議会	食の安全確保・食品ロス ◇農協に毎月、使った農薬の提示。農薬については許可されたものを使用。 ◇行政や農協職員等の指導のもと、勉強会や検討会（年に1・2回）。
郷土食を考える集い実行委員会	地産地消・食文化の伝承 ◇上三川いきいきプラザでの郷土食、行事食の料理教室。
	食の安全確保・食品ロス ◇直売所の商品の生産履歴の記帳、セシウム検査。
	その他 ◇退職した男性を対象に料理教室。
JAみどり会	地産地消・食文化の伝承 ◇会員を対象に町内産の野菜を使用した料理教室。
生活研究グループ協議会	地産地消・食文化の伝承 ◇食育フェスタと文化祭で地産地消の料理紹介。 ◇町でつくった農作物の成長過程の写真とその食材を使ったレシピの配布。
	食の安全確保・食品ロス ◇直売所の商品の生産履歴の記帳、表示の確認。
商工会	地産地消・食文化の伝承 ◇特産品（アスパラ、かんぴょう、ニラ等）のPR。 ◇会員を対象に料理教室。
	食の安全確保・食品ロス ◇食品衛生協会総会後の研修会。

取 り 組 み	
保育所・幼稚園	食育の環<small>わ</small>の拡大 ◇給食新聞や給食だよりによる情報提供。 ◇保育参観時に、講師を招いた食育教室の講話。 ◇家庭から情報提供のあったレシピの給食提供やレシピの配布。 ◇保育所で提供している給食やおやつ <small>つ</small> の展示。
	適切な食習慣の構築 ◇各家庭に食習慣アンケートを配布し、実態の把握。 ◇食生活の管理等を声かけや資料、学習会等で指導。 ◇家庭と保育所それぞれの食事の様子を連絡ノートで共有。 ◇給食の献立の産地や三色食品群の分類を伝える。
	食を通じた感謝の心の育成 ◇給食をつくってくれた方へのあいさつ。 ◇食事マナーについて、紙芝居やポスター等を利用して指導。 ◇野菜の種植えから収穫、給食での提供により食事の成り立ちを学ぶ。 ◇収穫している生産者の見学。
	食の安全・安心と食文化の伝承 ◇食物アレルギーを持つ児童が誤食等を起こさないよう、全職員での献立共有や調理、配膳時の対応。 ◇献立や食の問題に関する学習会、給食会議（月1回）。 ◇食物アレルギーを持つ児童に対する、医師の指示書に従った除去食や代替食の提供。 ◇食物アレルギーを引き起こしやすい食品を含まない献立づくり。 ◇食物アレルギーを持つ児童の保護者に献立の確認と共有。 ◇県内の合同研修会へ参加し、他園との調理実習（郷土料理・人気メニュー）や学習交流。
小学校	食育の環<small>わ</small>の拡大 ◇児童の保護者や祖父母を対象とした給食試食会、食育講話。 ◇食に関する授業の授業参観。 ◇給食だよりや食育だよりの発行、配布。
	適切な食習慣の構築 ◇給食主任や栄養教諭による食習慣や栄養バランスの指導。 ◇家庭生活振り返りシート（家庭での生活の様子をチェックするもの）の記入。 ◇製菓会社によるお菓子の適切な摂取方法等の指導。
	食を通じた感謝の心の育成 ◇給食時間の食事マナー指導。 ◇毎月マナー目標を掲げ、各クラスで実践。 ◇地場産食材や生産者の説明を給食時間に説明。 ◇田植えや野菜の収穫、調理体験。 ◇高齢者、PTA、地域の方と交流しながら、学校農園で収穫した野菜等を食べる。
	食の安全・安心と食文化の伝承 ◇食物アレルギーを持つ児童への理解。 ◇食物アレルギーを持つ児童の家庭と連携し、献立詳細表を使った除去食の確認。 ◇食物アレルギーを持つ児童にアレルギーカードを作成。 ◇全職員で、食物アレルギーについての共通理解を図る研修。 ◇授業で、町の特産品、地域の生産物の学習。

取 り 組 み	
中学校	食育の環の拡大 ◇給食だよりによる保護者への情報提供。 ◇給食試食会に参加している保護者へ栄養教諭による講話。 ◇学校保健給食委員会において、生徒の現状を保護者や関係機関へ報告、協議。 ◇総合的な学習の時間に「地域を学ぼう」という題材で、地域の方との交流。 ◇上三川町B級グルメ（黒チャーハン）研究会や栄養教諭による講話。
	適切な食習慣の構築 ◇給食委員による呼びかけ。 ◇栄養教諭、学級担任を中心とした給食指導。 ◇家庭科の食分野や保健体育科での学習。
	食を通じた感謝の心の育成 ◇給食委員による食事のあいさつ。 ◇栄養教諭による食事マナーの呼びかけ（月1回）。 ◇家庭科の食分野での学習。 ◇防災訓練の炊き出し用の豚汁に使う野菜の栽培。
	食の安全・安心と食文化の伝承 ◇教職員の打ち合わせ簿に、その日の給食のアレルゲンを記入。 ◇食物アレルギーを持つ生徒と学級担任に献立詳細表の配布。 ◇養護教諭の机の上に食物アレルギー生徒に関する個票を整備。 ◇総合的な学習の時間や家庭科の時間を使った特産品等の学習。
給食センター	食育の環の拡大 ◇食育フェスタへの参画。 ◇給食だより（毎月）、食育だより（長期休業前）の配布。
	適切な食習慣の構築 ◇給食や学級活動での指導。 ◇給食だよりの配布。
	食を通じた感謝の心の育成 ◇給食や学級活動、総合的な学習の時間での指導。 ◇給食残量調査。
	食の安全・安心と食文化の伝承 ◇町内産食材や調理済み給食の放射能検査。 ◇年間を通じて、行事食や郷土料理を給食に取り入れている。 ◇食育フェスタで地場産物を使ったレシピの配布。

(2) 現状・課題と今後の方向性

第2期計画の体系にあわせ、ヒアリング団体の現状と課題、今後の方向性についてとりまとめを行いました。

1 食育の環の拡大

近年、食に対する関心や理解が高まってきている一方で、偏食や朝食の欠食も増加傾向となっています。子どもの食生活には、保護者の考えや理解が直結しており、家庭間の差が大きいことから、食育フェスタ等の場を活用し、地道な声かけや情報発信が求められます。また、研修会や勉強会、保護者同士の交流会等を組織的に取り組んでいくことも重要であり、関係組織とのより密接な連携に取り組んでいく必要があります。

	現状と課題	今後の方向性
食生活改善推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 料理教室の参加者は食に対して興味を持っている人や健康意識の高い人が多い。 高齢者については高血圧や糖尿病の予防、特に後期高齢者については低栄養の問題があり、重点的に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域へ出向いて特産品を活用したメニューの伝達や健康づくりを普及することで、健康意識の低い人も巻き込む。 料理をする中で、特に段取りができない子が多いので料理教室の回数を増やし、小さい時からくり返し伝達していきたい。
青果物専門部会連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> 各市場の関係者ととも安全、安心な青果物の提示を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりということも大切だが、勉強会や研修会等、組織的に取り組んでいくことも必要。
保育所幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 偏食や朝食を食べない子どもが多い。 食べる子と偏食のある子の差が激しい。 食育活動に関心はあるが、家庭での実践となると時間に余裕がない。 偏食があっても「無理に食べさせないで欲しい」という保護者がいる。 関係機関や団体との連携が薄い。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活リズムや朝食の大切さを伝え、朝食を食べて登園するよう、働きかける。 給食新聞やホームページ等での情報提供。 個別ノート等を活用し、食の進め方に対応。 給食懇談会を行う。 保護者同士が交流し合う機会をつくっていく。 花、野菜の栽培や調理等のアドバイスをもらえるシステムが欲しい。
小学校	<ul style="list-style-type: none"> 親子給食後にアンケートを実施し、給食の献立やマナー指導について理解を促し、意見をもらっている。 栄養教諭の話聞く機会が少ない。 偏食で栄養に偏りのある児童の増加。 栄養バランスを考えた食生活が大切。 正しい食事のマナーが身につけていない。 学校での取り組みに参加する保護者は、食育に関心のある方が多く、参加できていない保護者にどのように伝えていくかが課題。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭への呼びかけ。 バランスのとれた食生活を意識してもらえるよう、全学年で講話を実施。 担任や栄養教諭等による指導の強化。 給食だよりの発行回数を増やす。 多くの保護者に情報を提供する機会を増やす。
中学校	<ul style="list-style-type: none"> 和食離れが目立つ。 給食の残食が多い。 給食試食会に参加する保護者が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭でも栄養バランスのとれた食生活を意識してもらえるよう、給食だよりで情報発信。 食に関する関係団体と交流を広げていきたい。
給食センター	<ul style="list-style-type: none"> 食育フェスタを通して、日頃取り組んでいることを町民に伝えることができている。 食育フェスタ実行委員会時に開催した団体同士の交流が有意義。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、現在の取り組みを継続していきたい。

2 適切な食習慣の構築

生活リズムが大人に影響されている家庭も多く、食事の時間・就寝時間が遅いことや孤食が増えています。引き続き、家庭に対して適切な食習慣や「早寝・早起き・朝ごはん」の規則正しい生活、家族等と楽しく食事をとることの大切さを伝え続けることが重要です。

全国的な傾向と同様に、本町においても各種団体から塩分摂取過剰が現状としてあげられていますが、地道な家庭訪問等により減塩の意識が高まってきています。一人ひとりの取り組みが重要であり、誰でも簡単にできるレシピの提供等を進めていくことが求められます。

	現状と課題	今後の方向性
食生活改善推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 毎年100軒以上の家庭訪問を行い、みそ汁の塩分を測っている。訪問した家庭では標準となっている。要望する家庭が増え、減塩に対する意識は高まりつつある。 市民は塩分過剰で野菜摂取不足と感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 共働き世帯が多いため、料理をお母さんに教えるだけでなく、子どもにも教えて料理ができる力を育てたい。
生活研究グループ協議会	<ul style="list-style-type: none"> 年配の人は塩辛い物が好きなため、塩分を控えることが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 簡単な減塩レシピを作成したい。
郷土食を考える集い実行委員会	<ul style="list-style-type: none"> 男性も家事全般（料理等）ができた方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も男性への料理教室を実施していく。
保育所幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 食事の時間や就寝時間が遅い家庭がある。 朝食を食べずに登園する子は、朝から元気がなく活動に集中できていない。 家庭では大人の都合で生活リズムがつくられているケースが多く、改善する必要がある。 保護者の考えは「完食させてほしい」「本人の希望で」等、様々。 小学校への進学も考えつつ、給食への向き合い方を考える必要がある。 先生自身も正しい知識を身につけなければ、子どもたちに正確な知識を伝えられない。 	<ul style="list-style-type: none"> 楽しく食事をすることや一緒に準備や片付けができるよう促す。 子どもに分かりやすい教材を充実させる。 幼、保、小、中における食事の考え方を統一。 給食だよりやクラスだよりを使って、適切な食習慣や規則正しい生活「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを伝え続ける。 仕事と子育ての両立の大変さを率直に出し合いながら、クラス懇談会を実施していく。 先生が正しい知識を身につける。
小学校	<ul style="list-style-type: none"> 朝食欠食や孤食の児童が増えている。 過食や小食、好き嫌い等の個人差が大きい。 偏食傾向にあるが、無理に食べさせないようにとの意見もあり指導に困る。 保護者の意識が大きく関わっている。 栄養バランスとともに、適したカロリーについて意識を高める必要がある。 食生活と生活習慣病のつながりを教え、発達段階に応じた指導が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 給食だよりや講話を通じて、規則正しい食習慣について、保護者へ啓発を図り、指導への協力、連携をお願いする。 授業等で規則正しい食生活や栄養バランスについて実践できるよう指導していく。 授業や給食時の指導を通じて、児童の食に対する知識や意識を高める。
中学校	<ul style="list-style-type: none"> 朝食欠食や孤食の生徒がいる。 給食の残量が多い。 担任裁量の部分も大きく、指導に差が出る。 適切な食習慣については、学校の指導だけでは十分にできず、家庭の協力が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養についての知識を身につけ、バランスのよい食生活を心がけるよう、委員会、学級活動等での働きかけ。 家庭への情報発信。（朝食の簡単レシピ等）
給食センター	<ul style="list-style-type: none"> バランスのよい食事の重要性は分かっているが、苦手な物は残してしまう。 規則正しい食生活が身につけていない。 食育に対する関心が低い保護者への働きかけ方が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続した指導を行っていく。 保護者に対する啓発活動。

3 食を通じた感謝の心の育成

町では、食に対する興味・関心や農作物の大切さを感じる機会の提供として、各団体で農業の収穫体験等を実施しています。引き続き、生産者と連携しながら交流活動を行い、今後は家庭で野菜を育てるなど、身近な体験により食べ物を大切にする支援も行っています。

食事マナーに関する取り組みも多いため、意識する子どもは多くなっていますが、正しい食事マナーが身につけていない場合も多く、幼い頃から家庭と教育現場がともに指導を行う体制づくりを進めていくことが重要です。

	現状と課題	今後の方向性
食生活改善推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 料理教室を通じて、食への関心が増しているように感じる。一方で、子どもたちの中でも、食への関心や料理ができる力の個人差が大きい。 家庭菜園の話をする子が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分がつくったものであれば、食べる楽しみや食品の大切さが学べる。 家庭菜園を体験することで、食品ロス防止の意識向上につなげていきたい。また、野菜の好き嫌いを減らし、野菜の摂取量を増やしたい。
青果物専門部会連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> 農業体験のための準備等の面を考えるとなかなか手が回らない。 	<ul style="list-style-type: none"> 要望があれば協力したい。
保育所幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 味覚に鈍い子が増えてきたように感じる。 子どもが食べ物を育てる楽しさや興味を持ち、収穫を心待ちにしている。 農家での作業を通して、食べ物をつくる大変さや毎日給食をつくっている調理師に感謝の気持ちを持つことが必要。 保育所ではきちんと食べられるが、家庭では難しいと保護者からいわれることが多い。 マナーが身につけているかは個人差が大きく、家庭でのしつけによる所が大きい。 一般的なマナーを伝えるにあたり、家庭によって様々なので、一般とは何か具体的に伝えていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 食に対する興味や関心、命の大切さを持つよう、今後も収穫体験を続けたい。 作物をつくった方や食事をつくった方への感謝の心を育てていく。 栽培、クッキング等を年少や年中でも体験できるようにしていきたい。 食卓に料理が並ぶまでの過程を給食やクッキングを通して伝えていきたい。 就学前にマナーを指導していく必要がある。 基本的なマナーが身につけているか見直し、一人ひとりに合った指導を行う。 家庭においても簡単なマナーをしつけてもらえるよう働きかける。
小学校	<ul style="list-style-type: none"> 食の大切さやマナーが十分身につけていない。 保護者にマナーについての理解がない。 家庭で食事マナーを話題にする機会が減少。 偏食の児童もおり、食べ物を大切に、感謝する心が十分に育っていない。 正しい食事のマナー等、家庭でいかに意識して取り組んでもらえるかが大切。 農業体験に協力して下さる生産者を見つけるのが、年々難しくなっている。 農業体験や地域の方との交流を通し、食べ物をつくる苦労や収穫の喜びを学ぶことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 給食だよりや講話を通じ、食事マナーについて保護者の理解を図り、指導の協力を促す。 地域に呼びかけ、学校の教育活動に協力をお願いする。 農業体験や交流活動を継続して、食の大切さを伝えていく。 あいさつの意義について意識できるよう、食べるまでの過程を知り、感謝の気持ちを持つ機会を設けていく。
中学校	<ul style="list-style-type: none"> センター給食のため、調理員や生産者の方を身近に感じるできていない。 マナーは十分に改善されていない。 学校生活の中だけでの指導には限界がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、委員会や教科での指導を図る。
給食センター	<ul style="list-style-type: none"> マナーを意識できるようになったが、現状も正しいマナーが身につけていない児童・生徒が多い。 給食残量は学校間、クラス間で差が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 指導を継続していく。

4 食の安全・安心と食文化の伝承

年々、食物アレルギーを持つ子どもが増えており、一人ひとりに合わせた対応が求められます。そこで、食の安全を守るため、これまで以上に研修等を実施することで職員の理解や知識を深めることが重要です。また、決まった部分はマニュアル化するなど、誰もが対応できるような体制整備が求められます。

現在、子どもを中心に郷土食・行事食の体験や伝承を行ったり、小学生の農業体験に学校全体で取り組んだり、子どもたちへの食育に力を入れています。今後は子どもだけではなく、すべての世代が地場農作物等に誇りを持ち、次の世代へつなげるよう、関係機関と連携しながら取り組みを進めていく必要があります。

	現状と課題	今後の方向性
食生活改善推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 食中毒予防に特に力を入れているが、集団ではどこまで徹底できているか心配である。 	<ul style="list-style-type: none"> 会員それぞれが研鑽を積み、レベルアップに努めていく。 食品表示をよくみるよう呼びかけていく。
青果物専門部会連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> 一部では地産地消の取り組みを行っているが、団体としては、取り組めていない。 	-
郷土食を考える集い実行委員会	<ul style="list-style-type: none"> 郷土食、行事食の伝承を進めているが、調理工程等の細かいマニュアルがないとできない人が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座等で広く、町民に進めていきたい。
JA みどり会	<ul style="list-style-type: none"> 会員を対象に町内産の野菜を使用した料理教室を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 会員以外の地域住民を対象に料理教室を実施していきたい。
商工会	<ul style="list-style-type: none"> かんぴょう汁等は手軽につくれるが、どこの家庭でもあまりつくられていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 町の食堂で、みそ汁の代わりにかんぴょう汁を提供すれば特産品のPRになる。
保育所幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 年々、食物アレルギーを持つ児童が増えているため、食器やおぼん等への記名やアレルギー食の記載をしているが、引き続き誤食のないように注意する必要がある。 年齢が低いほど、落ちた物を拾って食べてしまうなどの予測のつかない危険が多いので、いかに誤食をさせないよう対処するかが課題。 幼児クラスではクッキングを行い、行事食や郷土料理づくりの体験をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 町では、どんな野菜がつけられているのか、自分たちの住んでいる地域について新たな発見をしていく。 職員に対する研修を増やすとともに、保護者への情報発信を強化する。 保護者、主治医、保育所との連携や食物アレルギーの症状が出た時の対処法を事前に決めておく。 食物アレルギーの対応は保護者との連携が大切であり、月1回は話し合いを行う。
小学校	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーを持つ児童が多く、個別対応が非常に複雑になっている。また、症状が安定しない場合の対応が難しい。 途中から食物アレルギーが出ることがあり、家庭との連携や家庭の食物アレルギーに対する意識を高めることが必要。 給食時間の放送を学年に合わせて伝え、地場産物にも興味を持てるようにしている。 町の特産物については関心を持っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や医療機関との連携を深め、食物アレルギーに対応していく。 全職員で情報共有を行い、誤食を防ぐ。 給食センターによる除去食、教員の食物アレルギーへの理解と迅速かつ組織的な対応が必要。
中学校	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーを持つ生徒が年々増加傾向にあるが、管理指導表を提出しない家庭がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギー疾患マニュアルに沿った形で対応ができるようにする。 自分で判断できるように指導していく。
給食センター	<ul style="list-style-type: none"> 地場産物の使用品目が限られてしまい、活用率が上がらない。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携。

2. 第2期計画の評価

本計画の策定にあたり、第2期計画目標項目の達成状況について、◎・○・△の3段階で評価を行いました。

■目標評価の基準

- ◎：目標値を達成したもの
- ：目標値は達成しなかったものの数値に改善がみられたもの
- △：目標値に達せず数値も改善しなかったもの

1 食育の環の拡大

指標の達成状況をみると、食育フェスタや座談会等は策定時には未実施でしたが、平成30年度現在では実施し、目標達成となっています。一方で、食育の認知度や関心は、いずれも改善傾向にあるものの、目標達成には至っていません。

幅広く食育を進めていくためには、行政や教育機関、各種団体、企業等との連携が重要です。町では、各種団体と連携しながら、食育講話や料理教室等を実施しています。さらに、地域の農作物を使用した給食の提供に取り組んでいますが、より多くの農作物を使用できるよう、関係機関との連携を強化していくことが課題となっています。

また、団体同士の交流の場として食育フェスタ実行委員会等を中心に、保育所・幼稚園、学校等での取り組みを報告するなど、情報交換を行っています。

食育に関する取り組みへの町民の参加促進に向けて、関係課との連携のもと食育フェスタを開催し、食育への理解を深めることや個人が身近でできる取り組みの周知をしています。その他、ランチオンマットやバランスプレート等の食育啓発品を活用した教室も実施しています。引き続き、町民への食育の啓発を進めていくことに加え、今後は若年層をはじめとしたあらゆる世代にもイベント等に参加してもらえるよう、食育を楽しく体験できる機会づくりが重要です。

■指標の達成状況

項目	基準値 (平成25年度)	目標値	現状値	評価	出典
(1)食育に関する取り組みへの町民参加の促進					
食育の「言葉も意味も知っている」町民の割合	44.8%	60%以上	51.8%	○	町民意識調査
食育に「関心がある」町民の割合	70.8%	80%以上	71.0%	○	町民意識調査
食育フェスタの開催	未実施	実施	実施	◎	庁内事業評価
(2)関係機関や関係団体との連携による食育の推進					
団体同士の交流の場の確保「座談会」の実施	未実施	実施	実施	◎	庁内事業評価

2 適切な食習慣の構築

指標の達成状況をみると、食生活や健康に気をつけていて実践しているかの項目は、いずれの項目においても改善がみられません。

栄養バランスのとれた食生活の推進では、朝食の大切さや主食・主菜・副菜のそろった食事をするように声かけを行っています。また、教育機関では、食育だよりの配布や保護者等対象の試食会における食の講話を実施しています。引き続き、教育機関や各種団体と連携を図り、食育の講話や料理教室を実施するなど、実践的な活動により食生活の改善に努めます。

あわせて、生活習慣病の予防においても、バランスのよい食事や減塩方法について食生活改善推進員等を中心に町民へ呼びかけ、管理栄養士と保健師で集団または個別指導を行っています。さらに、健康づくりには食事管理に加え、適度に身体を動かす運動の継続も重要となります。そこで、かんたんフィットネス教室やうき浮き水中運動教室、ヘルスアップウォークを実施しています。運動教室を修了した者が引き続き運動を継続しやすい環境をつくるため、自主運動グループ立ち上げの支援も行っています。

食事を楽しむことやみんなで食卓を囲むこと（共食）は、食育における考え方として重視されているポイントのひとつです。これまでも共食の呼びかけは行ってきましたが、小中学生の孤食が増えているため、家族等と共に会話のある楽しい食事の時間を過ごすことができるよう、更なる普及に努めます。

■指標の達成状況

項目	基準値 (平成 25 年度)	目標値	現状値	評価	出典
(1)規則正しく栄養バランスのとれた食生活の推進					
「毎日朝食を食べる」小学生の割合	93.5%	98.0%	87.7%	△	町民意識調査※1
「毎日朝食を食べる」中学生の割合	91.0%	95.0%	79.4%	△	町民意識調査※1
食事バランスガイド等を参考にメニューを考えたり、選んだりする町民の割合	49.3%	60%以上	37.3%	△	町民意識調査
(2)生活習慣病予防の推進					
メタボリックシンドロームの予防や改善のために、適切な食事、運動等を「実施して、半年以上継続している」町民の割合	24.8%	30%以上	20.0%	△	町民意識調査
成人男性の肥満者(BMI25 以上)	26.2%	20%以下	29.9%	△	町民意識調査
(3)楽しく食卓を囲む機会の拡大					
夕食を家族と一緒に食べることを「ほとんど毎日」している町民の割合	61.4%	70%以上	55.9%	△	町民意識調査
月に1回以上誰かと一緒に食事をする機会がある独居高齢者の割合	-	80%以上	77.8%※2	-	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
「朝食・夕食どちらもひとりで食べる」小学生の割合	1.0%	0.5%	2.3%	△	町民意識調査※1
「朝食・夕食どちらもひとりで食べる」中学生の割合	1.2%	0.5%	5.3%	△	町民意識調査※1

※1 基準値(平成 25 年度)の出典は、小中学校食生活アンケート調査(平成 24 年度)小学4～6年生、中学1・2年生対象

※2 月に1回以上誰かと一緒に食事をする機会がある高齢者の割合のため、参考値とする

3 食を通じた感謝の心の育成

指標の達成状況をみると、農業体験等の食に関する体験活動について、教育ファームに取り組んでいる小学生の割合と農業体験者の割合は増加傾向にあり、改善傾向にあることが見受けられます。一方で、食事のマナーを次世代に伝えていくべきだと考える町民の割合は減少しています。

教育機関では、食べ物を大切にすることを育成するため、給食等の時間に食品の食べ残しや廃棄を少なくする指導を行ったり、生産者とのふれあい給食を実施しています。また、毎月一日は「マナーの日」として位置づけ、食育だより等で啓発を行っています。指導者側にも「正しいマナー」の指導資料を配布し、全職員の共通理解のもと、指導をするよう努めています。町でも、食育講話や料理教室で、箸の使い方や食材の廃棄を減らす方法等を啓発しています。

食に関する体験活動の促進では、全小学校で「子どもたちのアグリ体験学習活動推進事業」を実施し、食べ物の大切さを学べる機会づくりの支援を行っています。また、食や農業を身近なものと感じてもらうために、上三川町市民農園を中心として生徒への農業活動体験や地域の生産者の農場見学等、生産者と消費者の交流を行っています。

■指標の達成状況

項目	基準値 (平成 25 年度)	目標値	現状値	評価	出典
(1)食べ物を大切にすることの醸成・マナーの育成					
「食事のマナー(あいさつ、姿勢、箸の使い方)」について次世代の子どもたちに伝えていくべきだと思う町民の割合	75.5%	80.0%	61.4%	△	町民意識調査
学校給食で出された食事を「全部食べている」小学4～6年生の割合	50.1%	60.0%	53.6%※1	○	町民意識調査※2
(2)食に関する体験活動の促進					
教育ファームに取り組んでいる小学校の割合	30.0%	60.0%	85.7%	◎	ヒアリング調査
農業に関する体験について「体験したことがある」町民の割合	67.6%	80.0%	76.5%	○	町民意識調査

※1 町民意識調査(平成 29 年度)の対象が小学5・6年生の割合のため、参考値とする

※2 基準値(平成 25 年度)の出典は、小中学校食生活アンケート調査(平成 24 年度)小学4～6年生、中学1・2年生対象

4 食の安全・安心と食文化の伝承

指標の達成状況をみると、食の安全や地産地消の推進についていずれの項目においても改善がみられません。

安全な食の確保は、健全な食生活の基礎となります。本町では、河内農業振興事務所と連携のもと、出荷野菜等の放射性物質モニタリング検査をはじめ、学校で提供する給食を検査し、毎月ホームページで公表しています。

食の安全性の知識を広く周知するため、生産者や事業者等と連携を図り、有機農業推進フェアを毎年実施しています。イベントへの来場者数は、年々増加傾向にあることから、消費者の食の安全性に対する関心が高まりつつあることが予想されますが、有機農作物は栽培の管理が難しいことから、生産者の減少と相まって、有機農作物の生産は低下している状況です。引き続き、食の安全性について周知を進めていくことに加え、有機農作物に興味のある生産者に対し、関係団体と調整しながら支援を進めていきます。

また、有機農作物に限らず、地場産の食材が地域で消費されるよう、食育交流会の実施や各種イベント等で加工品を販売するなど、地産地消の推進に取り組んでいます。6次産業化[※]や特産品の開発にも力を入れており、引き続き、「かみのかわ黒チャーハン」等のPRを進めていきます。

■指標の達成状況

項目	基準値 (平成 25 年度)	目標値	現状値	評価	出典
(1)安全な食の提供、知識の普及					
食品表示に「気をつけている」町民の割合	83.6%	90.0%	80.4%	△	町民意識調査
食の安全性に関する学習会の実施	未実施	実施	未実施	△	庁内事業評価
(2)地産地消の推進					
地産地消について「言葉も意味も知っており、実践している」町民の割合	43.3%	70.0%	42.1%	△	町民意識調査

※ 6次産業化とは

農林漁業者が生産した農林水産物を活用し、新商品を開発、新たな販路の開拓（輸出も含む）等を行う取り組みです。

第5節 食育推進にあたっての現状と課題

1 食育の環^わの拡大

町民意識調査をみると、食育の認知度は、女性の約6割が言葉も意味も知っており、男性に比べて多くなっています。あわせて、食育への関心は、男性のいずれの年代においても関心がない割合が、女性に比べて多くなっています。

また、朝食は一日の活力や脳の活性化等、健康づくりには欠かせないものですが、今回の調査結果について前回調査と比べると、町民の状況は、朝食を摂取する割合や朝食に野菜を摂取する割合が減っていることから、朝食への関心が薄くなっている状況が見受けられます。

健全な食生活を送るためには、町民一人ひとりが自らの食について考え、実践する必要があります。町では、関係機関と連携して食育フェスタ、文化祭等で食育の周知に取り組んでいます。引き続き、あらゆる年代の参加を促し、町全体で食育への理解を深めることが重要です。

2 適切な食習慣の構築

本町では、全国的な動向と同様に人口減少及び少子高齢化が進行しており、町の主要死因別死亡者割合をみると、悪性新生物や心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病関連で全体の約6割を占めています。特に、男性40歳代の約4割で「肥満」、女性の19・20歳代で「やせ」の割合が約2割と、いずれも他の性年代に比べて多くなっています。また、小中学生においては、男子の肥満傾向がやや多くなっていますが、全体としては性別や年齢によって様々であることから、一人ひとりの生活環境に合わせた対応を進めることが求められます。

小中学校へのヒアリング調査では、偏食や朝食を食べない子が増えている状況があげられています。学校や家庭を中心に、幼い頃からバランスよく食事をとる大切さを指導し、食習慣を見直すことが重要です。

また、朝食・夕食をひとりで食べている子については、家族と食べている子に比べて、健康状態がよいと回答した割合が少ないことや自他の肯定感が低いなど、生活習慣の不安定さがうかがえます。楽しく食卓を囲むことは、食育の面だけではなく、コミュニケーションやこころの健康に通じることから、引き続き、共食の重要性について理解を深めていくことが重要です。

3 食を通じた感謝の心の育成

小中学校へのヒアリング調査では、子どもたちの食習慣について、バランスのよい食事の重要性を理解していても苦手な物は残してしまうことや、給食の残量が多い状況があげられています。学校給食は、センター給食であることもあり、児童・生徒にとって調理員や生産者の方が身近な存在ではなく、学校給食に対する感謝の気持ちが薄れていることも食べ物を残してしまう理由のひとつとして考えられます。

農業体験については、農業に従事していない人の約2割が農業体験をしたことがありませんが、今後の意向については、農業に従事していない人の約半数は機会があれば体験してみたいと回答しており、農業に対する関心が高いことがうかがえます。

小中学校では、全校的に農業体験機会の提供に力を入れており、自らが農作物を育てることで、食や生産者への感謝する気持ちを持つことを大切にしています。各学校では、生産者への感謝に加え、食事マナーの指導を行っています。一方で、町民意識調査をみると、次世代の子どもに伝えていくべきこととして、「食事のマナー（あいさつ、姿勢、箸の使い方）」と回答している割合は、前回調査に比べて減少しています。今後も、学校教育に加えて、家庭でマナーの伝達ができるよう、地域全体で呼びかけていくことが重要です。

4 食の安全・安心と食文化の伝承

食品の安全性では、何らかの不安を感じている割合が約8割と多くなっています。なかでも、「輸入食品の安全性」と「残留農薬、食品添加物などの安全性」がそれぞれ約7割と多くなっています。安全・安心な食には、適切な情報提供をはじめ、自らが安全な食を選択することができるよう、食品表示に気をつけるなど選ぶ力を身につけることが求められます。また、顔のみえる地域の生産者から農作物を買うという地産地消の考えも重要です。

地産地消では、男性で実践している割合が約4割と、女性の約5割に比べて少なくなっており、特に、19・20歳代で約1割と最も少なくなっています。地産地消を推進していくために効果的だと感じる方策は、男女ともに「スーパーなどの量販店での地産地消コーナーの設置」が約6割と、他の項目に比べて多くなっていることから、身近な場所で周知や販売をすることが求められています。

ヒアリング調査では、子どもに対して食の伝承が進んでいない状況があげられています。すべての住民が町の特産品に興味と誇りを持ち、次世代につなげられるよう、地域で活動する各種団体等と連携しながら取り組みを進めていくことが重要です。

第3章 基本方針と基本目標

第1節 基本方針

すべての町民が、心身ともに健全で暮らすために必要な「食育」と、地場産食材の消費を促進する「地産地消」を推進することにより、生きる力の源である「元気」、健康によって保たれる「^{いのち}生命」、食への感謝の心を育成していく「豊かな心」をはぐくむことの実現を目指します。

本計画の実施にあたっては、第2期計画で定めた基本方針に準ずることとします。

食育と地産地消の実践で

^{いのち}
「元気」「生命」「豊かな心」をはぐくむ

第2節 基本目標

本計画においては、新たな視点を取り入れ、次の4つを基本目標として、施策の展開を図ります。

1 食育の^わ環の拡大

町民一人ひとりの食育に対する意識が向上し、主体的に取り組めるよう、食に関する情報提供を図ります。また、地域連携体制の構築を進め、食育の推進を図ります。

2 適切な食習慣の構築

1日3食規則正しく食べるなど、食生活の基礎を身につけます。また、自分に合った適切な内容や量を知り、バランスのよい食事をとることで、健康で豊かな暮らしを実現します。さらに、家族や仲間等と一緒に食事を楽しむことで、食への満足感を高めます。

3 食を大切に^{する}心の育成

自然の恵みや生産者をはじめ、食に関わるすべての人への感謝の心をはぐくみ、正しい食事のマナーや礼儀作法を身につけます。また、特産品や郷土料理等の豊かな食文化の伝承や、作物の栽培から調理等の体験活動により、食を大切に^{する}心と地域への愛着心をはぐくみます。

4 食の安全・安心の確保

食の安全に関する知識や関心を深め、自らが食を選ぶ力を身につけることで、本町の食の安全・安心を守ります。また、生産者との顔のみえる関係づくりや地産地消の推進により、地域の農林水産業の活性化を図ります。

第3節 施策の体系

第2期計画の現状と課題を踏まえ、基本目標に対し、課題の解決に向けて具体的な施策を展開していきます。

【基本方針】

食育と地産地消の実践で「元気」「生命」「豊かな心」をはぐくむ

【基本目標】

1. 食育の環^わの拡大

2. 適切な食習慣の構築

3. 食を大切にする心の育成

4. 食の安全・安心の確保

【食育の取り組み】

- (1) 食育に関する取り組みへの町民参加の促進
- (2) 関係機関や関係団体との連携による食育の推進

- (1) 規則正しく栄養バランスのとれた食生活の推進
- (2) 生活習慣病・低栄養予防の推進
- (3) 楽しく食卓を囲む機会の拡大

- (1) 食べ物を大切にする心やマナーの育成
- (2) 食に関する体験活動の促進
- (3) 食文化の伝承

- (1) 食の安全性や食品表示等の情報提供
- (2) 地産地消の推進

【ライフステージごとの取り組み】

乳幼児期
(0歳～5歳)

少年期・思春期
(6歳～18歳)

青年期・壮年期
(19歳～64歳)

高年期
(65歳以上)

第4章 食育の取り組み

基本目標1 食育の環^わの拡大

- (1) 食育に関する取り組みへの町民参加の促進
- (2) 関係機関や関係団体との連携による食育の推進

課題・方向性

健全な食生活の推進には、町民一人ひとりが自らの食について考え、実践することが求められます。しかし、今回の町民意識調査の結果では、特に若い男性で食育への関心の低さや朝食の欠食が目立っています。今後多くの町民に食育の啓発を図るためには、地域で活躍するボランティアの協力が不可欠です。しかし、団体へ実施したヒアリング調査では、メンバーの高齢化や担い手不足が課題としてあげられています。新規メンバーの加入に団体同士が協力し合うなど、横のつながりを強化していけるよう、団体同士が交流する場の確保に努めます。また、団体の活動を積極的に周知し、町民参加の促進を図ります。

■数値目標

項目	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	出典 (現状値)
食育に「関心がある※」町民の割合	71.0%	80%以上	町民意識調査 (一般町民調査)
町の食生活改善推進員数	54人	60人以上	健康課

※「関心がある」、「どちらかといえば関心がある」の回答者

上三川町食生活改善推進協議会

「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、食生活と健康に関するミニ講話のほか、家庭で実践できる簡単な調理実習等、幅広い年代に対して食育に関する活動を行っています。

《おやこの食育教室》



《集団健康診査結果説明会》
(減塩コーナー)



《元気アップ栄養教室》
(生活習慣病予防 塩分濃度測定)



具体的な取り組み

個人・家庭

- 食に関するイベントや体験活動に参加します。
- 食に関する情報を家族で共有します。
- 食育活動に関わる団体を知り、取り組みに関心を持ちます。

保育所・幼稚園、学校

- 保護者同士の交流の場をつくり、情報交換の機会を提供します。
- 食に関する情報や取り組み等は、給食だよりやイベント等を通じて情報提供します。
- 収穫体験や調理体験等、食にふれる機会を増やし、子どもたちの食への関心や食べる喜びを深めます。
- 食に関する活動団体との交流をひろげます。

関係団体

- 食に関する体験活動を実施し、町民が食への関心を高める機会を提供します。
- 地域で声をかけ合い、食に関するイベント等への参加を促します。
- 新規メンバーの募集を呼びかけ、後継者の育成に努めます。
- 他団体のメンバーと交流を持ち、情報を共有します。
- 団体同士や企業と協力して、新たな取り組みの展開や活動内容の充実を図ります。

行政

取り組み内容	担当課
○食育フェスタを開催し、町民の関心を高めます。 ○町民に食育をより身近に感じてもらえるよう、様々な機会を利用して、気軽にできる取り組みの周知を図ります。 ○食育フェスタ実行委員会等の場で、団体同士が情報交換する機会を設けます。 ○食生活改善推進員の養成や資質の向上を図るための講習会を行います。	健康課
○関係課との連携のもと、食育フェスタの開催に関わる協力を行います。 ○食に関する活動団体との交流をひろげます。	産業振興課 教育総務課
○食育活動に関わる団体や取り組みについて、広報誌やかみたんメール、チラシを用いて、町民に広く周知を図り、町民の参加を促進します。	健康課 産業振興課

基本目標 2 適切な食習慣の構築

- (1) 規則正しく栄養バランスのとれた食生活の推進
- (2) 生活習慣病・低栄養予防の推進
- (3) 楽しく食卓を囲む機会の拡大

課題・方向性

「早寝・早起き・朝ごはん」を基本とした生活リズムは、健全な暮らしの基礎ですが、近年は食事や就寝の時間が遅い家庭、孤食の児童・生徒、若い世代で朝食の欠食や偏食が増えています。町民意識調査でも、孤食の子どもで健康状態が悪いことや自他の肯定感が低いこと、独居高齢者で食事バランスが悪いことが課題として挙げられています。食事を楽しむことやみんなでお食卓を囲むことは、コミュニケーションやこころの健康に通じることから、誰かと楽しく食事ができる機会の提供を行います。また、幼い頃から規則正しい生活やバランスよく食事をとる大切さを指導し、行事等の機会を通して保護者に対し共食の重要性の理解を深めていきます。

■数値目標

項目		現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	出典 (現状値)
朝食を「欠食する※1」小中学生の割合	小学生	3.3%	2%以下	全国学力・ 学習状況調査
	中学生	2.7%	2%以下	
朝食を「欠食する※2」若い世代※3の割合		16.8%	10%以下	町民意識調査 (一般町民調査)
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上「ほぼ毎日」食べている町民の割合		49.0%	60%以上	町民意識調査 (一般町民調査)
生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する町民の割合		-	75%以上※4	-
成人男性の肥満者（BMI25以上）の割合		29.9%	20%以下	町民意識調査 (一般町民調査)
朝食または夕食を家族と一緒に食べることを「ほとんど毎日」している町民の割合		63.1%	70%以上	町民意識調査 (一般町民調査)
朝食・夕食どちらも「ひとりで食べる」小中学生の割合	小学生	2.3%	1%以下	町民意識調査 (小中学生及び 16～18歳調査)
	中学生	5.3%	3%以下	

※1 「あまり食べていない」「全く食べていない」の回答者

※2 「週に1～2回食べる」「ほとんど食べない」の回答者

※3 19・20歳代、30歳代

※4 (参考) 第3次食育推進基本計画

具体的な取り組み

個人・家庭

- 早寝・早起き・朝ごはんを心がけ、規則正しい食習慣を身につけます。
- 健康診査等を受診し、自身の健康状態を把握することで健康管理に努めます。
- 家族団らんの時間を大切にします。
- 家族や友人と一緒に食事を楽しみます。

保育所・幼稚園、学校

- バランスのとれた食事について自ら考える力をはぐくみます。
- 子どもたちの朝食の摂取状況をはじめ、食習慣の状況を把握し、生活習慣病の予防に努めます。
- 行事を利用し、保護者へ適切な食習慣について呼びかけます。
- 給食時に異学年交流や祖父母給食を行うなど、食を通じた交流を促進します。

関係団体

- 望ましい食生活について、必要な知識や情報を提供します。
- イベント等を通して、健康づくりの取り組みを支援します。
- 高齢者同士が食事を共にする（共食・会食）機会を設けます。

行政

取り組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none">○妊娠届出時、プレママ・パパ教室等において、規則正しい食習慣の指導を行うことで、妊娠期から食の大切さについて啓発します。○乳幼児健康診査、離乳食教室等において、子どもの発育段階に応じた必要な栄養について指導し、保護者の理解を深めます。○子どもの肥満予防や欠食改善に向けた取り組みを保育所・幼稚園、学校と情報共有し、一貫した方向性で食育を進めます。○集団健康診査結果説明会、特定保健指導、各種健康教室等において、食事バランスガイドの周知を行うなど、バランスのとれた食事について町民の理解を深めます。○関係団体と連携し、栄養バランスのとれる料理レシピの紹介や調理実習を行います。○関係団体と連携し、町民に「共食」を呼びかけます。○家族と一緒に食事を楽しむ「家庭の日[*]」を普及啓発します。	健康課
<ul style="list-style-type: none">○高齢者の低栄養を予防するため、歯科医師等による口腔ケア指導、管理栄養士等による栄養講話や調理実習を実施します。	保険課
<ul style="list-style-type: none">○各学校と連携し、児童・生徒・保護者に対する食育を進めます。	教育総務課

※ 家庭の日とは

栃木県では、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めており、家族が一緒に過ごし、家庭の大切さについて考えるきっかけとなる日としています。家庭で一緒に食事をすることや、地域行事への参加を促進しています。



基本目標3 食を大切に作る心の育成

- (1) 食べ物を大切に作る心やマナーの育成
- (2) 食に関する体験活動の促進
- (3) 食文化の伝承

課題・方向性

地域の食文化を学び、生産者と交流することで食への感謝がはぐくまれます。また、食事マナーを守ることは他者への気遣いと同時に、作り手に感謝の気持ちを表現します。町民意識調査の結果では、農業体験のある町民は増えていますが、食事マナーを次世代に伝えるべきだと思う町民の割合は減っています。近年は核家族化や地縁的コミュニティの希薄化から、食事マナーや郷土料理を親から子へ伝承することが難しくなっていることがうかがえます。地域の食に関わる方々と交流する機会を増やし、町民自らが食文化を守っていけるよう支援します。

■数値目標

項目		現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	出典 (現状値)
学校給食で出された食事を「全部食べている」小中学生の割合	小学生	53.6%	60%以上	町民意識調査 (小中学生及び 16~18歳調査)
	中学生	48.2%	55%以上	
食品ロスに「関心がある※1」町民の割合		76.9%	85%以上	町民意識調査 (一般町民調査)
農業に関する「体験をしたことがある※2」町民の割合		76.5%	85%以上	町民意識調査 (一般町民調査)
教育ファーム※3に取り組んでいる小学校数		6校	7校(全校)	ヒアリング調査
地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている町民の割合		-	50%以上※4	-

※1 「関心がある」「どちらかといえば関心がある」の回答者

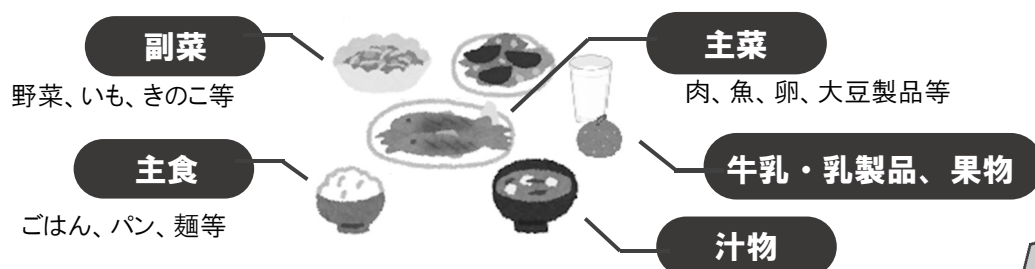
※2 「子どもの頃に体験したことがある」「大人になってから体験したことがある」「子どもの頃も、大人になってからも体験したことがある」の回答者

※3 生産者(農林漁業者)の指導を受けながら、同一作物について2つ以上の作業を年間2日以上行う一連の農作業等体験の機会を提供する取り組み

※4 (参考)第3次食育推進基本計画

日本型食生活を実践しましょう。

ごはんを中心に主菜、副菜、汁物、牛乳・乳製品、果物など多様な食品を組み合わせることで、栄養バランスのとれた豊かな食生活を実現することができます。



具体的な取り組み

個人・家庭

- 食事前後のあいさつ等マナーを学び、実践します。
- 「もったいない」という気持ちを忘れず、作り手に感謝して食べます。
- 作物の栽培や収穫等、自然にふれる機会を持ちます。
- ふだん食べている食品の生産について関心を持ち、生産者との交流を図ります。
- 家庭に伝わる昔ながらの味を子どもたちに伝えます。
- 郷土料理や行事食をはじめ、食文化について学び家庭の食事に取り入れます。

保育所・幼稚園、学校

- 給食の時間を利用して、食事マナーや作り手へ感謝することを伝え、食べ残しを少なくするよう啓発します。
- 給食だよりや行事を通して、保護者へ食事マナーや食文化の情報を提供します。
- 作物の栽培から収穫した農産物の調理等の体験を通して、食への感謝を指導します。
- 生産者との交流を行い、食べ物の大切さや、生産者等への感謝の心の育成を図ります。
- 町の特産品や食文化について学習の機会を設けます。

関係団体

- 生産者は積極的に消費者との交流の機会を持つようにします。
- 町の特産品を積極的にPRし、町の食文化の普及を図ります。
- 各団体の活動の中で、かんぴょうを使った料理の提供機会を増やすなど、町民が伝統食に触れる機会づくりに力を入れます。

行政

取り組み内容	担当課
○生産者とのふれあい給食を実施し、感謝の気持ちをはぐくみます。 ○計画的に学校を訪問し、食事のマナーや町の特産品、食文化の啓発に取り組みます。 ○毎月一日を「マナーの日」と位置づけ、給食だよりや食育だよりで啓発します。 ○各学校に「正しい食事のマナー」指導資料を配布し、全教員が適切なマナー指導ができるよう、意識の共有を図ります。	教育総務課
○親学習出前講座等で、箸の持ち方や食事のマナー等について家庭に向けた啓発に取り組みます。	生涯学習課
○「子どもたちのアグリ体験学習活動推進事業」で、食物の大切さを学ぶことができるよう支援を行います。 ○農場見学や体験、地元野菜を使った料理教室等のイベントを通して、生産者と消費者の交流の機会づくりに取り組みます。 ○郷土食を考える集い実行委員会と連携して料理教室や試食、レシピ配布を行い、郷土料理を普及します。	産業振興課

基本目標 4 食の安全・安心の確保

- (1) 食の安全性や食品表示等の情報提供
- (2) 地産地消の推進

課題・方向性

安心した消費生活を送るには、生産者や販売業者等からの正しい情報提供はもちろん、町民一人ひとりが食品表示等から情報を得て自らが安全な食を選択する力を身につけることが重要です。近年は、食品への異物混入や輸入食品の偽装、食物アレルギーを持つ子どもの増加等に伴い、食の安全性に不安を感じる人が増えています。町民に安全・安心な食が提供できるよう、身近な地域で顔のみえる生産者から新鮮で安全な地場産食材を購入する地産地消の考え方を周知していきます。さらに、実際に購入につながるよう、直売所の充実や量販店における地場産食材コーナー設置の増加等、身近な地域で地産地消を実践しやすい環境の整備を行います。

■数値目標

項目	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	出典 (現状値)
食品を購入する際に、食品表示に「気をつけている※」町民の割合	80.4%	90%以上	町民意識調査 (一般町民調査)
地産地消について「言葉も意味も知っており、実践している」町民の割合	42.1%	50%以上	町民意識調査 (一般町民調査)
学校給食における地場産物活用割合	34.2%	50%以上	栃木県の学校給食 (栃木県教育委員会)

※ 「気をつけている」「多少は気をつけている」の回答者

上三川町内の直売所

◇ 野菜直売所「おかあさんの店」

営業日：月～土曜日
営業時間：午後2時～午後5時
所在地：上郷2140-1 農村改善センター内



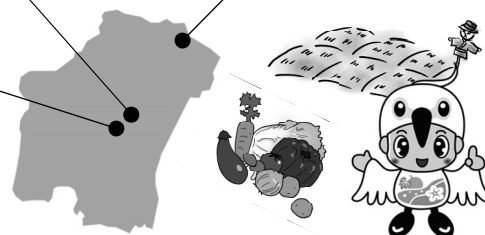
◇ ベジタス

営業日：月～日曜日
営業時間：午前9時30分～午後4時30分
所在地：上文挾243-1



◇ 上三川いきいきプラザ農産物直売所

営業日：月・水～日曜日
営業時間：午前9時～午後1時
(※上三川いきいきプラザ休館日・年末年始を除く)
所在地：上蒲生127-9 いきいきプラザ敷地内



※平成31(2019)年3月現在の情報です。

具体的な取り組み

個人・家庭

- 食の安全性に対して関心を持ち、食品表示に注意して購入します。
- 地産地消に関心を持ち、地場産食材を積極的に使用します。
- 直売所等に足を運び、顔のみえる生産者から食品を買うことを意識します。

保育所・幼稚園、学校

- 衛生管理を徹底し、安全な給食を提供します。
- 食物アレルギー対応の手引きを基に、児童・生徒の実態を把握し、個別に対応します。
- 全職員が緊急時の対応ができるよう、施設内の体制を確立します。
- 給食の献立に地場産食材を積極的に取り入れます。

関係団体

- 生産者や事業者間で食のリスクに関する情報の共有を図ります。
- 事業者はトレーサビリティシステム^{※1}を理解し、導入に努めます。
- 農業者はGAP^{※2}を理解し、実施に努めます。
- 地場産食材の生産から消費までのネットワークを形成し、地場産食材の普及に努めます。

行政

取り組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none">○直売所で販売する農産物の生産履歴の記帳や、放射性物質の低減状況確認のためのモニタリング検査を実施し、食の安全確保に努めます。○安全な食品を提供するため、有機農業推進フェアの実施を支援します。○食育交流会の実施支援や農産物直売所の充実を図る等、地産地消の取り組みを推進します。○学校給食への地場産食材の利用を促進します。○「かみのかわ黒チャーハン」をはじめ、町のご当地グルメをPRします。○地場産食材を使用した新商品の開発や販売を支援し、6次産業化の周知に努めます。○「かみのかわブランド認定品」のPRや販売を促進するとともに、新たな商品の認定を推進します。	産業振興課
<ul style="list-style-type: none">○学校給食に対する安心感を高めるため、調理済給食の放射性物質の自主検査を実施し、町ホームページで検査結果を公表します。○「上三川町学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」に沿った対応を行います。○関係機関と連携し、学校給食に地場産食材を取り入れます。	教育総務課

※¹ トレーサビリティシステムとは

「食品の移動を把握できること」をいいます。各事業者が食品を取扱った際の記録を作成し保存しておくことで、食中毒等健康に影響を与える事故等が発生した際に、問題のある食品がどこから来たのかを調べたり（遡及）、どこに行ったかを調べたり（追跡）することができます。

※² GAP (Good Agricultural Practice:農業生産工程管理) とは

農産物の安全を確保し、よりよい農業経営を実現する取り組みです。

第5章 ライフステージに応じた推進体制

町民一人ひとりが生涯にわたって豊かな食生活を送るためには、ライフステージの段階に応じたテーマを明確にし、取り組みを展開していくことが重要です。本計画においては、ライフステージを4段階に分け、それぞれが目指す食育の目標を明らかにします。

1. 乳幼児期（0～5歳）

テーマ：食生活の基本を身につける

乳幼児期は、身体の生理機能が大きく発達し、食習慣をはじめ生活習慣の基礎を築く時期となります。食への興味や関心を高め、食べることへの意欲を養うとともに、規則正しい生活リズムを身につけることが重要です。



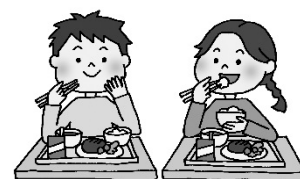
基本目標ごとの取り組み

基本目標	主な取り組み
1. 食育の環の拡大	○食育に関するイベントや体験活動に家族や仲間と参加します。
2. 適切な食習慣の構築	○成長に見合った食事を心がけます。 ○早寝・早起き・朝ごはん等、食事リズムと生活習慣を身につけます。
3. 食を大切にする心の育成	○「いただきます」や「ごちそうさま」のあいさつを身につけます。
4. 食の安全・安心の確保	○作物の栽培等を通じて、食べ物大切さを感じます。

2. 少年期・思春期（6～18歳）

テーマ：食育の取り組みを実践する

少年期・思春期は、生活習慣が形成されるとともに、正しい食事のあり方を理解し、食への関心や判断力を養う時期です。家庭や学校生活、地域での生活を通して、食の知識を学び大切さを体験することが重要です。



基本目標ごとの取り組み

基本目標	主な取り組み
1. 食育の環の拡大	○食育のイベント等に参加し、食育への関心や理解を深めます。
2. 適切な食習慣の構築	○栄養バランスのとれた食事を学び、好き嫌いなく食べます。 ○家族や友だち、地域の人々と楽しく食事をする時間をつくります。
3. 食を大切にする心の育成	○郷土料理や行事食等を経験し、様々な食文化を学びます。 ○あいさつや箸の持ち方等の食事マナーを学び、実践します。
4. 食の安全・安心の確保	○安全な食品を選ぶ力を身につけます。 ○地域の特産品を知り、地場産食品を食べる習慣を身につけます。

3. 青年期・壮年期（19～64歳）

テーマ：健康的な食習慣を確立する

青年期・壮年期は、社会的にも身体的にも変化が大きい時期であり、自ら健康的な食生活を実践しなければいけない時期です。自分の健康状態を把握し、生活習慣病を発症しないよう、自分に合った望ましい食習慣の実現が重要です。また、子育て等を通して食に関する基礎的な知識を次の世代へ伝えていく必要があります。



基本目標ごとの取り組み

基本目標	主な取り組み
1. 食育の環の拡大	○食育に関わる団体やその取り組みを知り、応援します。
2. 適切な食習慣の構築	○野菜摂取量や減塩に心がけ、栄養バランスのとれた食事を実践します。 ○健康診査を受け、自身の健康と食事を管理します。
3. 食を大切にす心の育成	○食べ残しや廃棄等を減らします。
4. 食の安全・安心の確保	○食品表示に注意して購入します。 ○地場産食材を積極的に食卓に取り入れます。

4. 高年期（65歳以上）

テーマ：食を通じた豊かな生活を送る

高年期は、加齢に伴う体力の低下や生活環境の変化から、健康問題が起きやすい時期です。健康状態に合わせた食生活を送るとともに、これまで培ってきた食に関する豊富な知識と経験を伝承し、心身ともに豊かな生活を送ることが重要です。



基本目標ごとの取り組み

基本目標	主な取り組み
1. 食育の環の拡大	○食に関わる地域活動等を次世代に継承していきます。
2. 適切な食習慣の構築	○主食・主菜・副菜のそろった食事で低栄養を予防します。 ○いつまでもおいしい食事がとれるよう、歯の健康管理に努めます。
3. 食を大切にす心の育成	○家庭の味や郷土料理、行事食等について伝承します。
4. 食の安全・安心の確保	○地産地消に関心を持ち、地場産食材を積極的に使用します。

資料編

1 上三川町健康づくり推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上三川町健康づくり推進事業実施要綱1の規定に基づき、上三川町健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、次に掲げる事項に関して協議するとともに事業の推進にあたる。

- (1) 総合的な保健計画の策定に関すること。
- (2) 各種健康診査、健康相談、保健栄養指導、食生活改善等に資するための組織の育成及び健康教育、健康づくりのための諸方策に関すること。
- (3) その他健康づくりのために必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員24人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 副町長
- (2) 医師会代表
- (3) 歯科医師会代表
- (4) 女性団体連絡協議会代表
- (5) シニアクラブ代表
- (6) スポーツ推進審議会代表
- (7) 食生活改善推進協議会代表
- (8) 宇都宮農業協同組合上三川営農経済センター長
- (9) 商工会代表
- (10) 国保運営協議会代表
- (11) 産業厚生常任委員長
- (12) 生命の貯蓄体操普及会代表
- (13) 青果物専門部会連絡協議会代表
- (14) JAみどり会上三川支部代表
- (15) 消費者友の会代表
- (16) 生活研究グループ協議会代表
- (17) 栃木河内農業振興事務所企画振興部長補佐
- (18) 栃木県県南健康福祉センター所長
- (19) 小・中学校長代表
- (20) 教育委員会事務局教育総務課長
- (21) 教育委員会事務局生涯学習課長
- (22) 産業振興課長
- (23) 公募による委員（2名以内）

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人、副会長2人を置き委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会議は、委員の過半数の出席により成立するものとする。

4 会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 上三川町健康づくり推進協議会委員名簿

番号	氏名(敬称略)	代表区分	備考
1	隅内 久雄	副町長	
2	上野 修市	医師会代表	
3	佐藤 健也	歯科医師会代表	
4	海老原 敏江	女性団体連絡協議会代表	
5	宇津木 正雄	シニアクラブ代表	
6	品川 昇	スポーツ推進審議会代表	
7	鈴木 美恵子	食生活改善推進協議会代表	副会長
8	鈴木 茂雄	宇都宮農業協同組合上三川営農経済センター長	
9	宮崎 哲	商工会代表	
10	稲川 洋	国民健康保険運営協議会代表	
11	津野田 重一	産業厚生常任委員長	会長
12	保坂 和子	生命の貯蓄体操普及会代表	副会長
13	野沢 成則	青果物専門部会連絡協議会代表	
14	上野 礼子	JAみどり会上三川支部代表	
15	北條 久男	消費者友の会代表	
16	野澤 知恵子	生活研究グループ協議会代表	
17	中里 茂	河内農業振興事務所企画振興部長補佐	
18	大橋 俊子	県南健康福祉センター所長	
19	荒川 幸広	小・中学校長代表	
20	枝 淑子	教育総務課長	
21	星野 光弘	生涯学習課長	
22	石崎 薫	産業振興課長	
23	岩崎 さゆり	公募による委員	
24	野村 典之	公募による委員	

3 上三川町第3期食育推進計画策定部会設置規程

(趣旨)

第1条 平成25年度に策定した「上三川町第2期食育推進計画」を見直し、平成31年度から平成35年度までの5か年計画として「上三川町第3期食育推進計画（以下「計画」という。）」を策定するにあたり、関係機関が相互に連携を図り、円滑に進めるため、上三川町第3期食育推進計画策定部会（以下「部会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画策定に必要な資料の収集及び必要な事項を調査研究すること。
- (2) 計画策定の原案作成に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 部会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会長に健康課長、副部会長に健康課長補佐をあてる。

(任期)

第4条 部会委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、議長となる。

2 議長は、必要があると認めたときは、部会委員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、健康課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月18日から施行する。
- 2 この規程は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

4 上三川町第3期食育推進計画策定部会員名簿

番号	氏名(敬称略)	代表区分	備考
1	梅沢 正春	健康課課長	部会長
2	鈴木 清	健康課課長補佐	副部会長
3	八木沢 亜由美	栃木県河内農業振興事務所 企画振興部企画振興課振興チーム	
4	小島 礼枝	栃木県南健康福祉センター 健康対策課栄養難病	
5	大島 一浩	宇都宮農業協同組合 上三川営農経済センター営農課課長	
6	国谷 桃花	やしお幼稚園教諭	
7	小川 美千代	上三川保育園長	
8	武藤 孝子	ふざかしおひさま保育園長	
9	宇津木 美香	上三川幼児園保育士	
10	鈴木 陽子	あけぼし保育園栄養士	
11	菊地 敦子	上三川小学校栄養教諭	
12	尾崎 歩美	明治中学校教諭	
13	森 千鶴子	北小学校養護教諭	
14	渡辺 由紀子	福祉課こども・子育て係長	
15	川俣 美智江	保険課高齢者支援係長	
16	坂入 智子	教育総務課学校教育係長	
17	斎藤 昭彦	産業振興課農村振興係長	

5 策定経過

開催日	内 容
平成 28 (2016) 年 12 月 27 日～ 平成 29 (2017) 年 11 月 17 日	<p>○乳幼児保護者調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健康診査対象者の保護者（平成 29 (2017) 年 1 月～12 月実施分）
平成 29 (2017) 年 10 月 16 日～10 月 31 日	<p>○町民意識調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一般町民調査（19 歳以上町民の各性年代から 1,500 件無作為抽出） ● 小中学生及び 16～18 歳調査（町内全 7 小学校の 5 年生、6 年生全数、町内全 3 中学校の各学年から 2 クラスを学校ごとに選定し、選定したクラスの全数、16～18 歳の町民から無作為抽出）
11 月 2 日～11 月 20 日	<p>○関係団体へのヒアリング調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町内の保育所・幼稚園（8 か所）、小学校（7 か所）、中学校（3 か所）、給食センターを対象に調査票の配布と回収による調査
12 月 8 日	<p>○関係団体へのヒアリング調査（聞き取り）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食生活改善推進協議会、青果物専門部会連絡協議会、生活研究グループの 3 団体を対象に、面談形式による聞き取り調査
平成 30 (2018) 年 2 月 26 日	<p>○平成 29 年度第 1 回上三川町健康づくり推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町民意識調査結果報告
6 月 20 日	<p>○第 1 回上三川町第 3 期食育推進計画策定部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食育推進計画骨子案について
7 月 24 日	<p>○平成 30 年度第 1 回上三川町健康づくり推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成 29 年度保健事業報告 ● 平成 30 年度実施計画 ● 食育推進計画骨子案について
9 月 19 日	<p>○第 2 回上三川町第 3 期食育推進計画策定部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食育推進計画素案について
10 月 22 日	<p>○平成 30 年度第 2 回上三川町健康づくり推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食育推進計画素案について
11 月 12 日～12 月 11 日	<p>○パブリック・コメントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食育推進計画素案について
平成 31 (2019) 年 3 月	<p>○上三川町第 3 期食育推進計画策定</p>

上三川町第3期食育推進計画

2019年度～2023年度

発行年月：平成31（2019）年3月

編集・発行：上三川町 健康課

〒329-0696

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

TEL：0285-56-9133 FAX：0285-56-6868

URL：<http://www.town.kaminokawa.lg.jp>



上三川町